

令和7年厚岸町議会第1回定例会

令和7年度各会計予算審査特別委員会会議録

招集期日		令和7年3月5日
招集場所		厚岸町議場
開閉日時	開会	令和7年3月11日 午前10時01分
	閉会	令和7年3月11日 午後 3時48分

1. 出席委員並びに欠席委員

議席番号	氏名	出席○ 欠席×	議席番号	氏名	出席○ 欠席×
1	竹田敏夫	○	8	石澤由紀子	○
2	室崎正之	○	9	桂川実	○
3	佐藤淳一	○	10	堀守	○
4	金子勇	○	11	杉田尚美	○
5	音喜多政東	○	12		
6	中川孝之	○			
7	南谷健	○			
以上の結果 出席委員 11名 欠席委員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事務局長	議事係長	
亀井泰	佐藤浩之	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職　　名	氏　　名	職　　名	氏　　名
町　　長	若　　狹　　靖	教　　育　　長	滝　　川　　敦　　善
副　　町　　長	石　　塚　　徹	教委管理課長	諸　　井　　公
総　　務　　課　　長	布　　施　　英　　治	教委指導室長	藏　　光　　貴　　弘
総合政策課長	三　　浦　　克　　宏	教　　委　　生　　涯	
危機対策室長	四　　戸　　岸　　毅	学　　習　　課　　長	車　　塚　　洋
税　　務　　課　　長	鈴　　木　　康　　史	監　　査　　委　　員	黒　　田　　庄　　司
町　　民　　課　　長	渡　　部　　貴　　志	監　　査　　事　　務　　局　　長	川　　越　　一　　寿
保健福祉課長	早　　川　　知　　記	農　　委　　事　　務　　局　　長	江　　上　　圭
環境林務課長	真　　里　　谷　　隆		
水産農政課長	高　　橋　　政　　一		
観光商工課長	田　　崎　　清　　克		
建設課　　長	堀　　部　　誠		
病　　院　　事　　務　　長	星　　川　　雅　　美		
水　　道　　課　　長	高　　瀬　　順　　一		
会　　計　　管　　理　　者	塚　　田　　敦　　子		

厚岸町議会第1回定例会議事日程

(7. 3. 11)

日 程	議 案 番 号	件 名
		(令和7年度各会計予算審査特別委員会)

## 厚岸町議会 令和7年度各会計予算審査特別委員会会議録

令和7年3月11日  
午前10時01分開会

●委員長（竹田委員） ただいまから、昨日に引き続き、令和7年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

早速、審査を進めてまいります。

予算書199ページです。

漁港管理費が終わったので、5目養殖事業費から入ります。

5目養殖事業費。

10番、堀委員。

●堀委員 おはようございます。

ウニの陸上養殖についてここでお聞きしたいと思います。

ウニの陸上養殖試験というものが行われているようにお聞きしました。今までのその成果と、また、課題とかが分かっているのであればお知らせしていただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） ウニの陸上養殖の試験の状況でございますけれども、現在筑紫恋のウニセンターで北海道のエゾバフンウニの養殖実証試験の委託を受けまして、この試験事業が令和5年の秋から取り組まれております。今1年半を過ぎようとしておりますけれども、現在のところ、あそこのウニセンターの建物の止水域の中で循環ろ過の完全陸上養殖ということでやっております。

状況といましましては、秋に大体10ミリメートルの稚貝を入れるわけなのですが、それが1年から1年半後には45ミリメートルから60ミリメートルまで、非常に成長のスピードが速くなっているという成果が報告されております。成長の早さは非常に嬉しいのですけれども、それに実入りがついていかないという状況があって、個体差によってもばらつきがあるようですけれども、いいものもあるし、味も非常においしいというものもあるのですけれども、実が溶けてしまうという現象の個体もあって、なかなか歩留まりが上がっていないという状況に今ぶち当たっています。

その中で、3か年の試験事業でございますので、これからあと1年半、そういった部分を今後、餌であるとか海水の成分であるとか、そういうものを調節しながら試験をしていって、何とかこの3年間のうちに企業化ベースに乗せられるようなウニを作っていくところまでいっていただきたいなというところでは考えておるのですけれども、今途中段階としてはまだ研究の余地があるというような状況になっております。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 分かりました。1年半で45ミリメートルから60ミリメートルというと、もう出荷サイズのウニかなというふうに思います。ただ、その実入りが悪いというものの中では、今後餌の研究や、海水温や、海水の状況というのも研究されていくのだと思うのですけれども、この1年半の試験で大体出荷サイズになるといったときに、コスト的なものはどうなのでしょうか。例えば循環ポンプを回すなり、低水温の海水を加温して温めるとかでも電気代というものは相当額かかるかなというふうに思うのですけれども、そういうコスト的な検証というのはされているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） コスト的な部分でございますけれども、まず令和5年の1期目（令和5年9月から令和6年10月までの1期目。秋から秋まで）の中での経費は、人件費を含めて650万円ぐらいかかっているというふうに、本体でウニも別に栽培しておりますので、その案分ということで出している数字が650万円程度ということで伺っております。

それが高いか安いかはあれなのですけれども、陸上養殖の中でのメリットというのが、市場の出荷の時期をこちらが決められるというメリットがあるようで、それを高値で取引される秋頃に出すことによって市場単価の高いときにいいものを出していけることによってコストパフォーマンスが上がっていくというような形になっているようでございます。大体キログラム6,000円から8,000円ぐらいで出せれば採算が取れるベースなのがなというお話は伺っております。

しかし、いずれにしても最初は市場も恐らくいきなり浜中みたいな高評価をされてこないと思いますので、まずはいいものを作り、そして市場の評価を高めていくといった中で、少しでも単価を上げていく中でコストを吸収していくというような手法をとつていくことによって、このウニの陸上養殖の可能性がまだ広がっていくのではないかというふうに考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 分かりました。電気代がどんどん上がってくると、その分のコストというのがかかってしまうことにもなろうかと思います。今6,000円から8,000円で出荷できれば採算ベースとして見込めるのだという話ですけれども、確かに去年の秋口の市場価格というのは1キログラム8,000円、9,000円、高いときは1万円を超えていたときもあったかというふうに聞いております。そういう意味では十分な採算というものは取れるのでしょうかけれども、いかにコストを下げるかという研究もしっかりとしていただきたいなというふうに思います。特に電気のかかる分というものをいかに抑えるかということの検証というものをしっかりとしていただきたいなと思います。

例えば太陽光の発電。この間はゾーニングのものもやったのですけれども、太陽光の発電だとか、風力は筑紫恋だとバードストライクもあって不適切というような話もあり

ましたけれども、それ以外には、あとはあそこであれば下水道放流水を利用した小水力発電というのもやはり検証できるのではないかというふうに思います。

そういうものも含めた中で、光熱水費をいかに抑えるかといったものも主眼として、陸上養殖試験をさらに進化させていっていただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） この陸上養殖のもう一つのメリットといいますか、光熱水費の視点から見ると、生海水を常に引っ張らなくても済むので、一度加温してしまうと、それに常に回っているので、それを再加熱するエネルギーというのは軽減されるのかなというふうに思います。それを何で賄うか。太陽光で賄うか、今ご提言のあった下水の放流水という部分で持っていくとか、いろいろな手段はあるとは思うのですけれども、今後新たな技術開発もされてくるかとは思いますけれども、少しでも低コストでいいものが生産できるように、またさらに研究を重ねて、少しでも早く企業化ベースに乗っていけるような形で進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

●堀委員 はい。よろしいでしょう。

●委員長（竹田委員） 5目他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

6目水産施設費。ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） 以上で、5款農林水産業費を終わります。

207ページ、6款商工費に入ります。

6款1項商工費、1目商工総務費。

2番、室崎委員。

●室崎委員 ここで消費者行政についてお聞きします。

今は非常に、特殊詐欺と呼ばれるのですか、一頃はオレオレ詐欺というような言い方でいわれていたのですけれども、パターンがいろいろ出てきたので、オレオレ詐欺という言い方ではかえって騙されてしまうということになって特殊詐欺という言い方に変わったと思います。

これは人の町のことではないのです。一例を挙げますと、町内の中年の方のスマホに

メールが入って、簡単な仕事でちょっと手伝ってくれると1日1万円から5万円の報酬を支払いますと。興味のある方はこちらに連絡してくださいと。そういうメールが入ったわけです。これは役場にすぐ届けて防災無線でも注意してくれというのを流してもらったというふうに記憶しております。こういうものがどんどん入ってくるわけです。

それに対してやはり相当テレビや新聞ではこういうものが危険だと、外国にその拠点を作つてまでやっているというようなことはどんどん流しているのですけれども、やはり東南アジアのどこだかにこのようなものがあるのだという話はこちらには所詮話なのです。自分のこととしてはなかなか受け取れない。そこから自分に何かが来るなどということは考えもつかない。そういう状況が今日だと思います。

こういうようなものに対してどう町民が騙されたり大変な目に遭つたりしないように保護、保全するかということはやはり大変な課題だと思うのですが、どういうようなことを施策として進めているか、ご説明いただきたい。

●委員長（竹田委員）　観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長）　特殊詐欺、その他いろいろな詐欺被害の関係の町の対策ですけれども、町といたしましては、まずは広報紙を使って、ほぼ今は定期的にこの特殊詐欺の内容、そして新しいものが発生してくると、その新しいものの手口の紹介、それと実際に厚岸警察署管内、釧路方面本部という形になりますけれども、被害の発生状況。こういうものを広報誌を通じてまず町民の皆さんに提供しているということです。

それと被害が発生または発生する可能性があるといったもの、先ほど委員がおっしゃいました閑バイトの関係もそうなのですけれども、リアルタイムに町民に知らしめること、それは防災行政無線を使つたり、IP告知情報端末を使つたり、また、消費者被害の関係の連絡協議会というものも持つておりますので、瞬時にその情報を配信して、できるだけ町民が被害に遭わないようにといったような取組を行つてあるところです。

また、今年度におきましては、令和6年度ですけれども、年金支給日に合わせて警察と厚岸町の消費者協会と、それと町とで、年金支給日は2か月に1回あるのですけれども、町内の金融機関、郵便局も含めてですけれども、街頭啓発を冬であろうが夏であろうが一緒になって啓発活動を行つてあるところです。

以上のようなものが大きなものかと思います。

●委員長（竹田委員）　2番、室崎委員。

●室崎委員　分かりました。それはどんどん進めていただきたいのです。

それで、一つは若年層に対する警告、警報あるいは啓蒙、啓発。今聞いているところでは、私は聞いても具体的によく分からぬのですけれども、スマートを使つたりコンピュータを使つたりするゲームがあつて、それをやつてると相手と仲よくなってしまうというのです。どういう仕掛けになつているのか分かりませんけれども。そういうところからごく些細な「おはよう」「こんにちは」から始まって引きずり込まれていくというようなものもあるそうです。それから、我々ぐらいの年代になつてゲームだチャット

だに気をつけなさいと言われても、それ自身が何のことだか分かりませんから、それで引っ掛かることはまずないと思うのですけれども、今度は逆にそういうほうにはまた別の手口で入ってくるわけです。

古くからある例では、あなたはかくかくしかじかの債務を負っていると。それを整理してあげるからこうしなさい。これは非常に古い手口だけれども、いまだにあるようです。

そういうものも含めて、手口の解説とでもいいますか。それと、何かこういうのが来たらとにかくこういうところに連絡を取って相談してくれというのを作つておけばいいと思います。その中には本物の裁判所からの通知があるかもしれないですから、全部が全部放つておけとはいえないのです。そういうことを含めてやはり懇切丁寧な説明と、それからきめ細かな一人ひとりに通じる啓発、それを考えていかなければならぬのだろうなと思います。嫌な世の中になったものだと思いますけれども、それはうまずたゆまず進めていかなければならぬ。だから、概括的に流す広報誌だとそういうものによる啓発と同時に、一人ひとりにあなたの問題だよというのが分かるようなことをどうするかという問題だと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

●委員長（竹田委員）　観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長）　特に闇バイトに関しては若年層の方々というのがそれに加担するようなことが多いかなというふうに私どもも思っております。あと、委員がおっしゃったスマートフォン内での見知らぬうちに誘導されているといったような事例もあるかなというふうに聞いております。警察でも最近はこの闇バイトに関しては、その募集の記事、情報みたいなものを事前に警察でその発信者に通告を促して、これは闇バイト案件として引っかかりますというもので事前に取り下げさせるといったような取組も行っているようですけれども、いかんせん先ほどお話にありました例えば携帯に直接ショートメールで入ってくるだとか、または広告的なもので何らかの誘導がされてくるというものについてはなかなか対処が難しいであろうなというふうに思います。

また、若年層の方々にもダイレクトで注意喚起を促すようなリーフレットは送付はさせてもらっております。これは高校生並びに高校に行っていない方も町としては毎年必ず促している案件ですけれども、さらにその若年層の方々がこういうことに当事者意識を持つてもらうための施策というのもやはり考えていかなければならぬ。それは当事者が使っているような例えばスマートフォン向けのツールをあえてこちら側も活用して注意喚起を促すだとか。そういうような方策も一つは考えられるのかなというふうに思います。いかんせん町単独ではなかなか難しい部分もありますので、こちらにつきましては警察庁と連携を図りながら、いかにして町内から被害者を出さないようにするかといったような取組を今後もやっていきたいというふうに思っております。

●室崎委員　はい。結構です。

●委員長（竹田委員）　1目他にございませんか。

(な　　し)

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

2目商工振興費。

10番、堀委員。

●堀委員 ここでは私から特産品等開発支援についてお聞きします。

500万円ということで経常経費をここ何年間かずっとやっているのですけれども、成果としてどのような特産品というものが開発されて、それが実際に市場として出ているのかどうか、まずそれについてお聞かせください。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 特産品開発についてですけれども、制度といたしましては令和元年度から実施しております。令和6年度、今年度までですけれども、16件の助成を行っておりまして、全てがもちろん町内の事業者であります。当時から作られているもの、加工品が主になるのですけれども、その全てが現在ラインに乗っておりまして、各商店の店舗、例えばコンキリエや漁業協同組合。そういうものの中で販売もされておりますし、一部につきましてはふるさと納税の返礼品でも活用されているという実態にあります。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 それで単年度100万円ですよね。ただ、研究開発に単年度で進まない場合というものだって当然あるのかなというふうに思うのです。そういう継続的な支援の要望とかというのはあるのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 製品開発の関係につきましては、今までのところ全て単年度で完了するといったようなものばかりです。

●堀委員 分かりました。よろしいです。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 同じところで確認させていただきたいのですが、一業者が続けて違う製品で申告しても可能なのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 特に1年やったら1年空けなくてはならないだとかというルールはございませんので、毎年度商品開発に向けて取り組む事業者がありましたら、そちらについては補助対象としております。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 次に参ります。020、商工費一般1,560万3,000円、この中に、この一番下のほうにある補助金、商工会1,546万8,000円、ここでお尋ねさせていただきます。

令和6年度は1,367万6,000円でした。ですから、対比しますと179万2,000円増額となっています。この増額の内容を説明してください。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 商工会への助成金のお話ですけれども、令和6年当初の段階と今年度令和7年当初の大きな違いというのは、職員のうち1名が昨年の当初予算の段階では育児休業に入っている職員がありました。そのため、昨年の当初予算では人件費部分が計上されておりませんでしたので、7年度につきましては4月から現場に復帰するといったようなことで満額人件費を見込んでいるということで、この差が一番大きな要因かなというふうに思っております。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 増額の要因は人件費であると分かりました。

そこで商工会事務所の移転に係る費用について、補正計上がありました。商工会の事務所が移設をするわけでございますが、この予算計上の中には移転の費用というものは入っていないのでしょうか。また、商工会から町に対して移転に係る町への要請というのはどうなっているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） まず、この商工会への助成金の内容につきましては、普及改善事業というような内容になっておりますので、人件費や商工会の指導事業を行う上での必要経費というものを北海道と厚岸町がそれぞれ補助をしているといったような内容になっておりますので、商工会が今後出てくるであろう移転に要する費用、こういうものについては予算は含まれていないというような状況です。

●委員長（竹田委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 商工会の（仮称）防災交流センターが完成した後の移転に係る費用ですけれども、こちらはその防災交流センターの整備事業の中で移転補償費157万円の予算を計上させていただいておりまして、これはさきに議決を頂いた令和6年度補正予算の中で見させていただいておりますが、こちらにつきましては6年度の国の補正の交付金を活用して行うということで予定しておりますので、7年度に繰り越した上で執行するということで、引っ越しに係る費用全額をここで町が移転補償として見させていただいている内容でございます。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 これ以外はないということは分かったのですけれども、昨日のように要望が私どもには分かりません。ここでそこまで突っ込むのはいかがかなと思うのですけれども、商工会の移転に伴っておよそ想定されるものというのは、町として負担していかなければならぬ要望されているものというのはあるのでしょうか。現時点ではないのならないで結構です。

●委員長（竹田委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 移転に係る要望といたしましては、その移転に係る引っ越し代のみであります、そのほかの要望に関しましては町にはお話はないといったところでございます。

●南谷委員 いいです。

●委員長（竹田委員） 2目他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。  
3目食文化振興費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 4目観光振興費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 5目観光施設費。  
10番、堀委員。

●堀委員 ここではまず愛冠野営場についてお聞きします。

提案理由説明書では、今まで管理を委託していた事業団が今後受託できないという申入れの中で、今後は会計年度任用職員に振り替えるということで書かれております。まず、今まで管理を受託していた団体がなぜ受託できなくなったのか、これについてお知らせください。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 愛冠野営場の管理委託の関係ですけれども、今まで高齢者事業団で行っていたいただいておりました。できなくなった経緯といたしましては、高齢者事業団の方々がまず高齢になっているといったようなところと、キャンプ場の管理という形になりますとかなり長時間、朝から終わるまでというふうになりますと時間がかなり拘束されてしまうということで、それに伴ってそれなりの人数がどうしても必要になってくるといったようなところで、本来高齢者事業団の方々が積極的に行っている例えば草刈りだとか、除雪のサービスだとか、そういうものが回らなくなってくるといったようなところから、令和7年度においてはキャンプ場の管理委託については辞退させていただきたいというような申入れが高齢者事業団からございましたので、町としても、キャンプ場が使われている状況にあることから、何とか他の方法でいろいろ検討した結果、会計年度任用職員を募集しまして、その方々にキャンプ場の管理をこれから行ってもらうといったような内容で新年度から行おうとするものであります。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 そうすると、人員手配がつかない。ただ、除雪は冬で、キャンプ場は冬は開いていませんから、除雪が理由とはならないのかなとは思うのですけれども、そういうものも含めて通期で見たときなどの人員手配がつかないというものの中で理解はいたしました。ただ、例えば事業団から管理運営費をもっと上げてほしいとかという要望というのはなかったのでしょうか。手配がつかない分を人件費を上げるとかで手配をするとかという、上げてくれればできるのになとか、そういう要望というのはなかったのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） ここ毎年、例えば国の最低賃金が上がったことに伴いまして高齢者事業団の委託料を増額するといったようなことは町側から行つてはおりましたけれども、高齢者事業団から費用を上げていただきたいというような申入れは一切ありませんでした。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 分かりました。

今後は会計年度任用職員によって野営場がオープンされると思うのですけれども、直営になることによってそのオープン時期と閉鎖時期が今までと変わらるようなことはあるのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） オープンにつきましては変更はないということで今考えております。ただし、11月の牡蠣まつりのときに合わせて、本来はその前にキャンプ場は終わっているのですけれども、牡蠣まつりの期間、例年、今は2日間になっておりますけれども、その間だけキャンプ場を開けるといったようなことをやっておったのですけれども、やはり利用がほぼないというようなことですから、そこの部分は取りやめにしようかなというふうに今考えております。ですから、期間としては今までどおりと変わらない期間を開けていきたいというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 分かりました。

続きまして、子野日公園整備事業についてお伺いします。

提案理由説明書では、園内の電源地下埋設及び地下埋設電源設置工事費と、あと藤棚の拡張というふうに説明があります。まず、この園内の電線地下埋設及び地下埋設電源設置工事の内容について説明願います。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 公園内の電線の関係ですけれども、現在公園内には散策路……中央の道路だとかをひっくるめて、電線は一つもない状況にあります。すなわち公園内には電気が行っていないということです。唯一あるのは管理棟から現在ある藤棚のところを経由してステージのほうに電気を供給するといったような電柱並びに電線が敷設されております。まずこれを地下埋設をかけてステージまで電源を持っていくということです。もう一つは公園内の園路の真ん中の道路に入っている部分なのですけれども、この周辺に電源を確保するため、こちらについても景観を損ねたくないものですから、新たに地下埋設によって電線を埋め込んで、そして大体4か所から電源を取れるような仕組みを構築したいというものが今回の事業の内容でございます。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●南谷委員 分かりました。

園内電灯とかというものが増えるとか、そういう計画というのではないのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 夜間の管理がやはりなかなかできないものですから、園内については電灯設置というところまでは現在のところまだ考えておりません。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●南谷委員 分かりました。

あと、藤棚拡張に伴う設置工事というものが計上されております。藤棚というと、そのステージまで行く間の右側のものかなというふうに思うのですけれども、拡張というと現在のところからどのような形の中で拡張されるのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 現在ステージを見ますと右側に木製の藤棚がありますけれども、かなり藤棚の藤が生育がよろしくて、桜が終わった後には立派な花を今つけている状況にあります。かつ生育がいいものですから、その近くにある電柱、電線に巻きついているという、そこまで今よろしい状況になっているものですから、ステージ側に向けて同じような木製の棚を新たに増設して、うまく藤棚にまとわりつくまでちょっと時間はかかると思いますけれども、桜が終わった後に今度は藤のトンネルのような形で、公園に見に来ていただければというような思いで、このたび増設をしようといったようなものであります。

●南谷委員 分かりました。

●委員長（竹田委員） 5目他にございませんか。

8番、石澤委員。

●石澤委員 あやめヶ原の整備事業なのですが、あずまやとかを作るというようなこともあったのですが、去年でしたか、ヒグマが出たということもあったのですが、そういうものに対する対策はどうなっているのですか。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） まず今回の事業の中では、委員がおっしゃいました中央にあるコンクリート、かなり朽ちておりますこの展望台を撤去いたしまして、基礎部分だけを残し、そこに木製のウッドデッキ並びにあずまや等々を設置した施設を整備するといったようなものであります。

熊の対策につきましては、現状は令和6年度で全部終ったのですけれども、牧柵が今までの木製から全て強度がある擬木に変更したものが外周が全て終わりましたので、

私たちの想定ですと今までその中には熊というのは入ってきた経過がありませんので、その対応で熊については乗り切っていこうというような状況であります。

●委員長（竹田委員） 8番、石澤委員。

●石澤委員 駐車場の周辺なんかはどういうふうになっているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） あやめヶ原に入ってくる道道から駐車場に至るまでについては、特段何も工作物等は整備されておりません。

●委員長（竹田委員） 8番、石澤委員。

●石澤委員 駐車場で降りて、そこで熊と遭遇するなんていうようなことはないですね。

ごみを投げる場所もあったような気がしたのですが、そういうものの管理とかはどういうふうになっているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） まずシーズン期間中におきましては、サービスセンターにまず職員が常駐して、常に拡声器を使って音楽を流しているというような状況にあります。そのため、駐車場周辺での熊の目撃はサービスセンターの職員からもないというふうに聞いております。

また、ごみについては今は捨てることができない状況になっておりますので、熊が来て何か悪さをするといったようなものというの特にないというような状況になります。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

●石澤委員 はい。

●委員長（竹田委員） 5目他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

6目諸費。ございませんか。

(なし)

●委員長（竹田委員） 以上で6款商工費を終わります。

223ページ、7款土木費に入ります。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2目土木車両管理費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 3目土木用地費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 4目地籍調査費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2項道路橋梁費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 1目道路橋梁維持費。

2番、室崎委員。

●室崎委員 ここで真龍神社通り交通安全施設整備事業というのが出ていますが、この内容について教えてください。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

この真龍神社通り交通安全施設整備事業でございますが、これにつきましては平成22年度から自治会から児童生徒に対する安全確保ということで要望があったところです。また、令和5年第1回定例会におきまして請願書が採択されまして、歩行者の安全が確保できる対策を早急に進めるよう意見があったところでございます。

建設課としましては、現地調査及び対策方法等を検討しまして、ガードレールの設置が最も有効であるということで検討しまして、このたび令和7年度におきましては仮設のガードレール、冬の期間12月、1月、2月の3か月間、地面に埋めるのではなくて、

長さ6メーター、高さが70センチぐらいの既設のガードレールがあるのですけれども、それを今車道の白線が引かれていると思うのですけれども、そこに全部ではなくて、車のすれ違うスペースを確保した上で3か月間それを設置しまして、その検証をした上で、町民からの意見、それから自治会からの意見を踏まえまして、当課としましては令和8年度に本工事を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 私もうろ覚えの記憶で申し上げるので間違っていたらごめんなさい。最初から謝っておきます。

あの道路は上のほうには神社があります。その上部については図面を見ると道路用地がはっきりしていないのではないかという気がするのですけれども。途中で何か図面上では道路が消えてしまうような。それでそれはかつての地権者との関係でいろいろあってなかなか整備ができなかつたというような話ちらちら聞いております。

もう一つは、国道に面しているところが喉首のように非常に狭くなっているために、なかなかそこを工事で拡幅するといつても非常に難しいところだというふうには理解しております、それは地域の皆さんもよく分かっています。それで、まずガードレールをつけて歩行者の安全を図るということを進められるということになったと思いますので、ぜひそれは進めていただきたい。

それから、理想的なものまで一気にやれといつても、そういういろいろな要因があつて難しいかとは思いますけれども、今まずは仮設のガードレールをつけて実証実験をしながら進めていくということですので、それもおっしゃっているので、ぜひ地域の皆さんとの相談をしながら、地域の皆さんとの要望、意見を取り入れた形でよりよいものにしていただきたい。上部についての道路用地としての確定もきちんとしていただきたいと、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。上部の土地につきましては町有地の中に入っているということでございますので、それらを踏まえまして今後につきましては自治会とも相談した中で、自治会としては「こちらはガードレールの対策で歩行者の安全確保を図っていきたい」ということを申しましたら、「ぜひ着実にやってほしい」という要望がありますので、そういった意味でも建設課としてはそういうふうに今後取り進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

●室崎委員 はい。

●委員長（竹田委員） 1目他にございませんか。

7番、南谷委員。

●南谷委員 2款2項1目道路橋梁維持費、ここでお尋ねさせていただきます。

228ページ、ここで050の建設機械等整備事業、5,180万6,000円の計上でございます。

除雪ドーザー2台購入。この購入に至った理由・背景と、納期はいつまでなのか教えてください。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

この除雪ドーザー2台の購入につきましては、除雪につきましては、現在町内を17地区に区分をしまして、各区域ごとに地元建設業者と契約を結びまして、建設業者13社、機械45台と、町で保有していますタイヤショベル3台、ダンプトラック等の機械で、町の直営作業班も同時に除雪作業を行っているところであります。

令和4年度に除雪体制の確保に向けて各業者へのアンケート調査を実施したところ、自車機械が5年以内に更新が必要でもう古く、いつ壊れるか分からぬという意見がございました。それと、冬の除雪だけのために機械をリースしているという状況と、あと三つ目に、工事量が毎年減少している中、今所有しています機械は相当古く、維持管理に苦慮しているのですが、新規での建設機械の購入は難しいという意見が出されましたので、町としましては現在除雪体制を維持するためには機械の台数確保は当然必要であると思っているところで、最悪機械台数に不足が生じますと大幅に除雪時間が遅れる状況となります。そのため、業者のできない部分を補うために今後計画的に機械を購入するものとなっております。

納入時期でございますが、約9か月かかるということでございますので、6月の定例会にて上程させていただいて、3月ぐらいまでの納期設定したいところでございます。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 我々も町民の一人として、厚岸の除雪体制は盤石でありますし、ぜひ必要であるというのは重々理解はできますけれども、リース対応と、こういうふうに購入していくところもきっと試算をして購入の判断をしているのだと思うのです。

これは夏の間はどうなのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

夏場の間は直営での作業で使うということでございます。冬になりましたら業者に貸し出すということでございます。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 リースと比較検討したのかということを聞いたのです。次もあるので、その分も後で答弁してください。

130の橋梁長寿命化整備事業、この下に3,700万円の計上がございます。設計監理委託料がこの中で950万円計上となっております。この設計委託料と、その下の工事費で2,750万円。この内容について説明してください。

●委員長（竹田委員） 委員会を休憩します。

午前10時56分休憩

午前10時58分再開

●委員長（竹田委員） 委員会を再開します。

建設課長。

●建設課長（堀部課長） 大変貴重な時間を頂きまして大変申し訳ございません。

先ほどのリースとの比較でございますが、リースとの比較をしているところでございますが、この除雪ドーザーの購入に当たりましては社会資本整備交付金を活用しまして、その交付金と、あと過疎債の7割バックということで、財源的にこちらのほうが有利だということで判断しまして除雪ドーザーの購入に当たったということでございます。

続いて橋梁の実施設計委託料950万円でございますが、これにつきましては若松地区にございます第二開豊橋となっております。工事の内容でございますが、橋梁補修の実施設計となって、長寿命化の目的として伸縮装置、または支承取替え、橋梁防水の工事の設計となっております。

もう一つ、工事でございますが、これにつきましては片無去地区のホマカイ橋となっているところでございます。工事の内容としましては、支承モルタル取替えと伸縮装置変換、プラス断面の修復、それから地覆プラス高欄の取替えの内容となっております。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 1番目に戻るのですけれども、財源的に有利な債券を借りるからということなのですけれども、私はちょっと違うのではないのかなと思うのです。今日の時代、まあ答弁の方法なのかもしれないですけれども、やはりリースが高くなっているというのもあるのだろうけれども、物を買う……過疎債だって、財源を確保するだけであって、違うものに使といつてもいいのです。そういう答弁というのは私は納得できないのです。過疎債を借りて使うとリースより有利になった、そういうことではなくて、どうしてもその夏の間のこととかそういうことできちんと購入したいという意思というのが

なかなか見えないです。過疎債が有利だったからと。まあ答弁なのだけれども、やはり時代も、これだけのものを買うわけですから、もうちょっときちんとした論拠を出して説明してください。

分かりました。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

●南谷委員 はい。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 そうすると、建設機械については冬期の除雪、今まで自社所有のものを町からリースということで、そうすると除雪対策費というものが若干抑えることができるにもなるのかなというふうに思うのですけれども、まずその点についてはどうなのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

現在4台のリースを行いまして業者に貸し出しているということでございまして、この2台につきましては新たに増強するということでございますので、その除雪対策費の軽減ということにはならないかなと思っております。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 そしたら、今まで自社機械でやっていた、ということは当然会社によってはその自社機械の償還や何かというものだって当然あるから、そういうものも含めて除雪対策の委託というのをされていたと思うのですけれども、今度はその分を町からのリースということになるのですから、その分でやはり除雪対策費というものの減額というのを図っていかないと辻褄が合わないのではないのかなというふうに思うのです。

除雪対策費の委託がどのような計算をされているのかというのは現在私も承知はしていませんけれども、やはりそういうシビアな、今後ほかにもどんどん業者も少なくなっていく、建設機械の更新もできないとなれば、今後町だってまだまだ機械を購入して、それを業者に貸していくなければならないといった状況が発生したときには、やはりそこら辺は除雪対策費としても考えるべきだというふうに思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

業者に貸し出すということで、今会社で所有している維持費というのもなくなるかなというふうに思いますので、その委託料につきましては、計算方法にもよりますけれども、減額になっていくのかなというふうに思います。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 お願いします。

真龍神社通りの交通安全施設、先ほど質問があつたのですけれども、ここで仮設ガードレールというものを設置しというふうになっています。この仮設ガードレールは、工事として発注して設置されるのか。その場合であれば当然仮設材として業者でまた撤去という話にもなるのかなというふうに思うのですけれども、一方、町で仮設ガードレールを購入して設置をすれば、その分はまたそのガードレールとは別の場所でも使えるし、また今年1年だけではなくて来年も再来年も使えるようになると思うのですけれども、ここでは工事費というふうになっているものですから、これについてはどうなのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

この仮設の設置でございますが、業者に委託して設置してもらって、撤去も含めた工事の内容となっております。期間につきましては12月、1月、2月の3か月間ということでございます。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 そうすると、来年の冬の話なのでしょうけれども、またその次の年もやらないといけないならば、また同じ金額がかかってしまう。であれば、むしろこのガードレールを町で確保しておいたほうがいいのではないのかなというふうに私だったら愚考するのですけれども、どうなのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

この仮設ガードレールにつきましては、あくまでも試験的に行うものであります、町民の意見、それから自治会の意見等を踏まえまして、その仮設の位置とか長さとかを比較しまして、最終的にそのガードレールの設置位置とかを決定しまして、8年度にガードレールの本工事を進めていきたいというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 仮設ガードレールを町でも持つていれば、いろいろなところで活用というもの

も逆にできるのではないのかなというふうに思ったものですから、そのように質問させてもらいましたけれども、そのような考えであればそれでしょうがないのかなというふうに思います。

あと、その下のお供山周辺地下水対策事業についてお聞きします。

説明では奔渡6丁目のお供山の麓からというふうになっています。お供山に面しているのは奔渡5丁目かなというふうに思い、6丁目となるとどこなのかなというふうに、私も場所が出てこないのでけれども、どこの場所のことなのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

場所につきましては、厚岸中学校から約230メーター奔渡側に行った桜通り側の左側のお供山の麓ということでございます。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 湧水が確認されたというふうになっております。大体どのような感じの湧水で、日湧水量というものがどういう感じの状況なのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

昨年5月でございますが、その住宅の道路とのり面との間のところから水が出てきているということで確認をしたところ、前はそれが地下水なのか、それとも水道管から漏れ出したものなのかということで、水道のほうと現地を確認しまして検査をしたところ、水道水ではないということでございます。

今は日にどのくらい出ているかということでございますが、そこまでどのくらい出ているということは測ってはいないところでございますが、夏の間はその歩道の部分に流れ出ている状況で、乾いている状況ではなかったということでございます。

こちらとしましては、湧水がどういったところから来ているのかということで、今回お供山周辺の地下水対策事業ということで、その分析調査というものを実施したいというところでございます。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 それではその分析の結果によっては今度町が行う治水工事なり治山事業なり、そちらの事業につながっていくというように考えていいのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

その調査結果に基づきまして今後の対策ということで工事等も考えられるかなというところでございます。

●堀委員 分かりました。

●委員長（竹田委員） 1目他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

233ページまで行きます。

2目道路新設改良費。

7番、南谷委員。

●南谷委員 230ページ、010、床潭末広間道路整備事業、2億1,680万7,000円。ここでお尋ねさせていただきます。

たしか補正で5,000万円の計上がありました。この分を含めて令和7年度の計画を概略でいいので説明してください。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

令和6年度の補正5,000万円、それから7年度の約2億円の予定をしているところで、総額2億5,000万円ということでございます。今の予定としましては、改良舗装工事延長が67メーター、幅員5.5メーター、それから擁壁工一式、地滑り観測調査一式という内容でございます。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 場所はどの辺なのですか。

次に、その下、0.021、022、次のページまで行っているのですけれども031、この太田2号道路の整備でございます。この三つを合わせまして2億8,129万8,000円の事業でございますけれども、この3事業についてそれぞれ令和7年度はどのような事業をされるのか、概略でいいですから説明してください。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

まず床潭末広間道路の場所でございますが、床潭の市街地から末広地区に向かいまし

てちょうど中間辺り、昨年度工事を行った場所をちょっと過ぎた辺りになります。それから、太田2号道路整備事業、令和6国債、それから2号道路の令和7国債で合わせて、工事費がそれぞれ6国では9,795万3,000円、それから7国では2,085万6,000円で、合わせて1億1,880万9,000円の工事の内容となっております。これにつきましては改良舗装工事延長が355メーターというふうになってございます。

もう一つ、太田2号道路の整備事業、単債でございます。これにつきましては、道路改良実施設計で4,092万円となっておりまして、道道から太田1の通りまでの約2キロメーターの実施設計委託料となっております。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 最後の031のことを言ったと思うのだけれども、どのような工事がされるのか、もう少し詳しく教えてください。実施設計をするのでしょうかけれども、どのような工事にするので、どんな設計をするのか。それに関わる設計という、そちらが私には見えないので。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

この実施設計でございますが、今その太田2号の道路改良舗装工事を行う際の設計というふうになっております。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 次に参ります。234ページです。100、宮園台1号通り整備事業380万円、ここでお尋ねさせていただきます。

この工事に着手する背景と、令和7年度は測量のみですが、どのような工事を予定されているのか、工事に着手する背景と工事の予定について説明してください。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

まずこの背景でございますが、平成30年度に発生しました北海道胆振東部地震を踏まえまして、国により行われました宅地の崩落及び液状化調査の点検の結果から、当町に7か所の大規模盛土造成地が抽出されたところであります。これを受けまして、事前の対策を実施することにより災害発生時の人的被害や財産被害を未然に防止、軽減することで、災害発生後の復旧コストの低減を図るとともに早期復旧が可能となるため、令和2年、3年と大規模盛土造成地の調査を実施したところでございます。

経過観察3か所を除く4か所の大規模盛土造成地におきましては、盛土全体としては地震時の安定性は保たれる結果となったところでございます。しかしながら、2か所の

大規模盛土造成地の盛土の肩の部分となる、今回の宮園台1号通りにつきましては旧基準の盛土構造となっておりまして、道路としての形状が著しく安全性・走行性が悪いことから、盛土部及び道路の改修を行い、安心・安全な交通を確保するために行う事業であります。

7年度につきましては、水抜きの工事をする土地の評価、それから買収となっておりまして、一式380万円で、次年度8年度におきましては、その水抜きの道路から斜面のところのボーリング工をやりまして、水を抜く工事、それから9年度にそこの宮園台の1号通りの道路改良舗装工事を進める内容でございます。

●南谷委員 いいです。

●委員長（竹田委員） 2目道路新設改良費、他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

3目除雪対策費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 3項河川費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 1目河川総務費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 4項都市計画費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 1目都市計画総務費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 3目下水道費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 5項公園費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 1目公園管理費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 6項住宅費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 1目建築総務費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 2目住宅管理費。

246ページまでございませんか。

10番、堀委員。

●堀委員 町営住宅管理についてお聞きいたします。

先ほど来、一昨日取り下げとなった条例に関連して見たときに、公営住宅法によって本来であれば昔は入居者資格のところに同居親族要件というものがあったのですけれども、それが確かに平成27年の法改正によって同居親族要件というものがなくなったというのが私もこの機に調べて分かったのですけれども、その上で法律としては同居親族要件というものをなくしたのですけれども、ただし一方で地域の実情によって条例によって入居者資格を定めるということの中で、厚岸町では同居親族要件を残したまま現在まで来ていたというふうに思います。まず、当時法改正になったときに残した地域の実情というものについては、どのような理由があったのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

公営住宅法では、平成23年に同居資格の廃止ということになってございます。この背景の一つとなったのが住宅困窮度の高い単身者の増加で、これによりまして各事業主体の判断に応じて公営住宅の入居者資格から同居親族要件を削除することも可能となっているところでございます。

現在、道内におきましては179市町村あるうち、その同居要件の廃止をしているところは40件という状況でございます。また、さらには道営住宅につきましては、現在も同居要件は廃止していないというところでございます。

そういうことを踏まえまして、町としては今日までその同居親族の要件を廃止するというふうには考えていなかったところでございます。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 歳入のときに聞いたのですけれども、現在50件ほどの空き家というものがあるといった段階では、当時は恐らくまだここまで空き家が増えてくるなどというふうには当然思ってもいなかったから、同居親族要件をそのまま残した中でやったというふうに思うのですけれども、現状ですと空き家が50件以上もあるような町営住宅の中において、この同居親族要件というものが必要だというふうにお考えなのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

確かに公住が現在50戸以上空いている状況ということでございますので、まずは建設課としては地域活性化のために外国人労働者に提供します住居、事業者の方で手続を行うような仕組みになっているところでございます。

また一方、その犯罪被害者になられた方に対しての入居ということも考えられますが、現在、近隣の町内のアパートの状況等を含めまして、今後は単身入居ということも視野に入れていかないといけないかなというふうに現在思っているところでございますので、今後はそういった単身入居についても検討していきたいというふうに思っているところでございます。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 昨今の外国人労働者の入居条件というのはいろいろ議会の中でも議論とかも出たところではあるのですけれども、ただ、そこはあくまでも目的外使用なのです。その前に入居親族要件というものをなくして門戸を広げるのがまず先ではないですか。それでも開くのであれば目的外使用という方に行かないと、順序が逆だというふうに私だと思っています。

恐らく取り下げになった条例というのは6月に再提出なりというものが提出されると思います。あのときの条例案を見ると、同居親族要件を残したままでパートナーを配偶者とみなしてというようなものだったというふうに思うのですけれども、いっそのことをうそのときには同居親族要件を全部省いてしまったほうがいいのではないかなどというふうに思っています。

厚岸町の場合は、町営住宅の入居者というものを決めるときには、住宅の困窮度合いというものを調べた上で、それを入居者選考委員会で選考して入居者を決めているというふうに思います。都会のように応募者がたくさんいてくじ引きで決めるというような応募者数をある程度絞らなければならないという状況の中では同居親族要件とかを残してもいいかもしれませんけれども、現在の厚岸町の入居者選考委員会での選考方法と昨

今の空き家状況というものを見たときには、同居親族要件を外すべきだというふうに思いますので、ぜひ再提出される議案の中でも検討していただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） いろいろな地域の事情等もございますので、検討、研究してまいりたいというふうに思っているところでございます。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 片手落ちにならないようにお願いします。

その上で、相当期間住宅の空き家が発生しているような状況の中において、管理として空き家の管理をどのようにしているのかというものを心配になるのですけれども、人が住まなくなった住宅というのはとかく痛みやすいものだというふうに思います。現在その50戸の空き家についてはどのような管理をされているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

現状の空き家でございますが、職員、それから会計年度職員について、数か月程度で見に行くことで管理しているという状況でございます。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 ただ見に行くのではなくて、やはり換気と、管内のさびとかの発生抑止のために定期的に水を出すとかというのもも管理としてやっていかなければならないなというふうに思うのですけれども、水道代がかかるのではないかという話にはなると思うのですけれども、それは新しく入居者が決まった段階におけるメーターとの指針の差というものを臨時用とかでも払うような形の中で水道課と調整していけば、入居者が決まった後にさびた赤い水がたくさん出るからその度に配管をやり替えなければならないというコストを考えたときには、そちらがずっと安いなというふうに思いますので、適正な管理をしていっていただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

適正な管理ということで、今おっしゃいました内容も含めまして今後適正な管理をしていきたいというふうに思っているところでございます。

●堀委員 よろしいです。

●委員長（竹田委員） 2目他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

以上で7款土木費を終わります。

247ページ、8款消防費に入ります。

8款1項消防費、1目常備消防費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 2目災害対策費。256ページまでです。

8番、石澤委員。

●石澤委員 消耗品費で、ホマカイ橋付近に設置している河川カメラが壊れたから撤去するということなのですが、新たに設置するということはしなくていいのですか。

●委員長（竹田委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） ホマカイ橋付近の河川を見るためのカメラですが、実はあそこは携帯電話の電波を活用してそのカメラ映像の情報のやり取りをしているのですが、3G回線といいまして、ちょっと古い規格の電波、これが廃止されたということで、通信ができない状況になったということで改修をするということです。それで今の主流になっている4Gの回線に替えることも検討したのですけれども、そのエリアもぎりぎり対象エリアから外れてしまうということで、そういった通信が携帯電話の電波のエリアで確保できないということもございまして、河川監視カメラにつきましては撤去させていただくということで予算計上をさせていただいたところです。

河川の監視につきましては、雨ですとか増水が心配されるときには職員がいろいろ巡回したりしますので、そういった対応をするということで、新たなものは設置しないということであります。

●委員長（竹田委員） 8番、石澤委員。

●石澤委員 あそこはそもそもそんなに水はないのですけれども、前にも結構水があったときは災害につながったようなときもあったと思うのですが、そうすると、職員が巡回と言いますけれども、大雨が降ったりなんかしたときに職員の巡回は可能なのですか。かえって危険なような気もするのですけれども。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

このカメラにつきましては、今後は職員が巡回してといいますか、対応していきたいというふうに考えまして、それで今回撤去に至ったということでございます。

●委員長（竹田委員） 8番、石澤委員。

●石澤委員 いや、そういうものが必要であってそこに付けていたと思うのですけれども、そういう職員が来て巡回するときに危険になるというようなことはないので大丈夫ということなのですか。見回りをするのに別段そこに何も監視のものがなくても大丈夫ということで見回りというふうにしたということでいいのですか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

このシステムでございますが、通信ができないという状況でございますので、安全を確保しながら職員で巡回をしていきたいと思います。もしそういった大雨が降ってあふれる状況とかになった場合は、そこは危険と判断して、そのところには行かないというふうに行っていきたいというふうに思います。

●石澤委員 分かりました。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 他のことを聞こうと思ったのだけれども、今のやり取り聞いていて私も一言言わせていただきます。必要だからカメラをつけていたのでしょう。それが見回りで間に合うのだったら今までもつけている必要ないわけでしょう。その辺りの説明がどうもはっきり分からぬ。必要なのだけれども手の打ちようがなくなったというのであれば、そこをはっきり言ってもらわないと困る。見回りで済むんだったら、今までつける必要もなかったものをつけていたということになってしまいます。この辺りをきちんと説明してください。

それで、新しい方式か何か知らんけれども、そういう機械をつけようとしたら、それはもうこの場所では使い物にならないので、手の打ちようがないのだというのであれば、そこをちゃんと説明してください。その見回りによって云々は言わば今までだってやっていたことだし、今回これを取り外したから急に見回りするというようなものではないでしょう。その辺りをきちんと説明してください。

●委員長（竹田委員） 委員会を休憩します。

午前11時36分休憩

午前11時40分再開

●委員長（竹田委員） 委員会を再開します。

建設課長。

●建設課長（堀部課長） 大変貴重な時間を頂きまして大変申し訳ございません。

ただいまの質問でございますが、このカメラにつきましては、当時ホマカイ橋に氷が追突して、送水管に影響がないかということで設置したところでございますが、今回は電波が届かないという状況になりましたので、これを撤去したところでございます。その後の対策につきましては、国道のカメラとか、そういった人が巡回するとかといったような対応で進めるという状況でございます。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。有効に働いていたカメラは今はもう老朽化して使えない。そして新しい方式に既に時代は変わってしまった。入れようとしたらそれは電波が届かなくて、そこには設置ができない。したがって、不十分ではあるけれども他の代替措置で何とかするよりも仕方がないと。そういう時代になってしまったので、もちろん今の使えないカメラは撤去しましたという話です。そういうふうにきちんと最初から言ってください。

それで違う話に行きますが、災害対策費のところでお聞きすることになると思うのですが、今日は日本の災害でも忘れられない日です。それでこの1週間か10日、テレビではびっしりと大震災の話をしてきています。その中で非常に大きなウエートを占めているのが、当時の体験を語り継ぐ、それがどんどん薄れている。それは何ですかというような人が増えはじめているということに当事者は大きな危惧感を持っているというテーマの報道が随分ありました。

私自身その薄れている一人でありまして、そういうのを見てなるほどというふうに改めて思ったところでございますが、そのときに思い出したのです。大震災は厚岸も多大な損害を受けました。その頃に議会でも私は、厚文の委員会で申し上げたか、この席で申し上げたかはもう覚えていないのですが、そのときに何が起ったかという体験を集めておくべきだということを言いました。何年か前にO Bの方がうちに遊びに来て一杯やっているときにそういう話が出ましたら、ゴーッという音とともに役場の前の駐車場に茶色い汚い色をした水が入ってきたと。それで本当におつかなかつたと。町内放送は緊急放送が入りまして、1階の人は各自必要なものを持って2階に上がってくださいと。金切り声を上げてといったらよくないのだけれども、普段の声音ではなかつたと。ところが、さあ机の上の何を持って上がつたらいいのか。どれが必要なもので、最低限どれを持っていったらいいのかも全然分からなくてうろうろしていた。それまでそのよ

うなことを考えたことがなかったからなど。かと思うと、緊急持ち出し用と紙を貼った棚があるのだけれども、そこにはただ普通の書類と同じように立ててあるだけで、どうやって持ってどうやって2階に上がるのか。できっこなかった。というような話が出ました。

そのときはなるほどなと話したことで終わっていますが、そういうような体験、小さな体験でいいのですが、そういうものをまず役場町舎内で集積して記録してありますか。

●委員長（竹田委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 当時の大災害に関わる記録でございますが、役場が取った対応ですか、そういったところは記録として残っておりますが、今質問者がおっしゃるような個別の職員のそういった個別の対応ですか、そういった細部にわたるところまでは押さえ切れていない状況にあります。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 行政として非常用とか出動をしたとか、そういうようなものは記録で当然残るでしょう。だけれども、いいの悪いのではないのですけれども、ここのところがこうなっていればもっとできたのにとか、やろうとしたけれどもどうしていいか分からなかつたとかという、その個々の戸惑いや反省、そういうようなものの中にこの災害対策の大きなヒントが入っているのではないかと思うのです。

これは私は初めて言うことではなくて、あのときにも申し上げているのです。そしたらふむふむといってそれで終わったのです。だから、まだ間に合いますから、まだ当時のことを生き生き覚えている人は結構いますので、これがあと50年たつてからやろうとしてもこれはもう無理です。ぜひおやりになって。まずは町舎内のたちに、当然無記名で、何か人を非難したりするようなことにつながってしまうのではないかと思うとブレーキがかかりますから、それは無記名でアンケートを取るというようなことをやって、集積していくということが大事ではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょう。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 当時の記憶で申し訳ございません。当時、東日本大震災の後に避難場所設置等に当たった職員に対してそれぞれどういうことが起きたかとか、そういうような調査を確か行っていたという記憶がございます。私も何か書いて出した記憶があるのですが、大変申し訳なのですが、その後それを委員おっしゃいますようにまとめてどうしたかというのが、私もその後見たことが正直ございませんので、その辺も確認させていただきながら、今言われたようなことについて今後どうするということ、何をすべきかということを考える上でも必要と思いますので検討させていただきたいと思ひ

ます。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 今までのものがあるのであれば大いに生かしてほしいし、足りないところは今からでも集めてほしいのです。そしてそれを、今副町長がおっしゃったように、そのままお蔵に入れるのではなくて、データとして集積して、それを分析して、そこからこういうようなことをやっていったらいいのかというのを抽出する、そこまでの作業をしてほしいということなのですが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） そのように極力急ぐようにして、内部でまず検討させていただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 2目災害対策費、他にございませんか。  
6番、中川委員。

●中川委員 災害時の避難場所の関係で質問させていただきます。

質問する前に一応確認なのですけれども、奔渡5丁目からまっすぐ行く、それから第1分団の庁舎の裏に車で避難する避難場所を作りましたよね。あれは私たち総務産業常任委員会でももう何回か視察に行っているのですけれども、あれは完成しましたよね。私の記憶では完成したと思っているのですけれども、確認させてください。まずお願ひします。

●委員長（竹田委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 湖南地区の第2分団近くの広場につきましては、避難広場として完成しております。

●委員長（竹田委員） 6番、中川委員。

●中川委員 もう一つ確認なのですけれども、あそこは範囲が広いので、冬期は雪が降りますので除雪土が大変だから、あれは冬は避難はさせていなかったですか。私はそこは記憶ないので、これは一つ確認です。冬でも何でも避難できるかどうか。

●委員長（竹田委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 湖南地区の広場につきましては、冬期は除雪を行っております。

●委員長（竹田委員） 6番、中川委員。

●中川委員 今、除雪を行っていますと言うので、また質問なのですけれども、先月の2月の二十四、五日に、今こういう時期ですから、町内で避難の関係で話し合って、私が実は車で避難する、こういったところを作りました、そして私の車でなかったのですけれども、三、四人乗せて行きました。そしたら奔渡5丁目から少し中に入ったら、もう雪で動けないです。消防庁舎側から少し下がって避難場所に行きます。あそこがちょっと雪が解けたのか、かいたのか分かりませんけれども、地面が見えているのです。そして、入ってしまったのですから、Uターンするのにもう少しこかかわすところがあるのではないかといって、私が運転していないものだから、もう少し行ったらどうだといってやって、だんだん雪にはまって大変な目に遭って、ようやく公住のほうまで下がってきたのです。

これも確認しましたけれども、これは範囲が広くて除雪が大変なので、除雪費もかかるから、あれは冬期は利用させられなかつたのではないかと思ったから今確認したのですけれども。今はこういう時代です。そしてみんな作ったわけですから。先に室長に言われましたけれども、やはり除雪して、いつでも車で避難できるような対策を取らないと、せっかく作りました、除雪で入れなかつたらどうにもならないのではないか。議員の皆さんも、考え方はそれでいいのだろうか。だから私は何回も言いますけれども、冬は使わせていなかつたかな、どうだったかなと思って今確認したところなのですけれども、そしたら、除雪していますと言うから。これは大変です。しかも今室崎さんも言われたように今日は3.11です。今黙祷をするとか何とかといっている時期に、除雪で使えませんでした、逃げようと思ってもできない、これはどうなのですか、あまりくどいからあれなのですけれども、その考え方を聞かせてください。

●委員長（竹田委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 町内の各避難場所におきましては、町道の除雪が出動するときにあわせて除雪を行っております。ただ、道路ですとかそういった除雪を優先して、その後に避難場所の除雪をしていただいている状況にありますので、時として数日、2日にわたって道路除雪を行うですとか、そういったこともありますので、速やかに除雪できればいいのですけれども、なかなか即時にということにはならないという実情もありますことをご理解いただきたいなというふうには思います。我々も危機対策室の職員もそういった雪が降った後に見回りをして階段の辺りを人力で除雪したり、そういう対応もしておりますが、委員からのご指摘を踏まえまして除雪後の確認に、この広場も確認させていただきながら、よりよい除雪ということで建設課とも協議させていただきながら進めてまいりたいと考えております。

●委員長（竹田委員） 6番、中川委員。

●中川委員 今もう時間がなくなっていたので、室長、今私はこの質問をしようと思って昨日から考えていたのですけれども、これは例なのですけれども、私は35年ぐらい前に、若竹に若竹公園という公園があるのですけれども、そこに管理人を置いていたのです。料金を払ったのかもらったのかは分からぬのですけれども、それが公園の近くに住んでいる近所の人なのです。そういうふうにやはりその避難場所の近くに、雪が降るのは冬です、夏は雨降ったり何なりでそんなに変わらないと思うので、近所の人にお願いしてそういう人を置いて、対策室で職員が他にたくさんいるわけでないし、避難場所を回るといつても大変ではないかなと思うので、近所の人にお願いして、どれくらいでしょうか、除雪どうでしょうかとか聞いて、それでやはり動いてもいいのではないかと思って、これは私の考え方なのですけれども、そのようなものも一つ必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょう。

●委員長（竹田委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 委員のご提案も一つかなとは思いますけれども、そういうお願いする人が雪の降るタイミングに合わせて必ずいるという状況も確保できないこともありますし、道路除雪の際には避難場所も行っていただいておりますので、そこをきちんと徹底しながら、要所要所の箇所は従前どおり我々職員で確認をさせていただくといったような対応をとらせていただければと思います。

●中川委員 分かりました。いいです。

●委員長（竹田委員） 2目災害対策費、他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、昼食のため委員会を休憩いたします。再開は13時いたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

●委員長（竹田委員） 委員会を再開します。

255ページ、3目消防施設費。

7番、南谷委員。

●南谷委員 8款1項3目消防施設費でお尋ねいたします。

040、デジタル無線設備整備事業、1億8,192万2,000円。ここでお尋ねするのですが、平成25年に整備したデジタル無線設備を更新すると説明書に書いてあったのですけ

れども、この内容について、もう少し詳しく説明してください。

●委員長（竹田委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） デジタル無線設備整備事業ですが、質問者おっしゃるところ平成25年度に釧路東部消防組合の厚岸消防署に整備した消防無線につきまして、年数経過によりまして、部品の提供ですかそういったものもなかなかこれからできなくなるですか、メーカー推奨の更新期間ですかそういったものを考慮して、故障してから更新ということにもならない重要な設備でありますので、定期的にこういった更新を進めていくというもので、消防所に設置してありますこの無線設備の通信機器本体ですか、消防車両に積載しております車載の無線機23台、消防署員が携帯しておりますハンディ型の携帯無線装置11台、さらには太田にございます第4分団基地局に整備されております設備ですかアンテナ類、こういった25年度に整備した消防無線設備一式を更新するものでございます。

町が取得して、それを釧路東部消防組合に管理委託をするという、消防自動車と同様のやり方で管理を委託するというものでございます。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 平成25年、そうすると大体11年なのです。1,800万円ぐらいなら分かるのだけれども、このでかい数字、11年でこれだけの数字というのは、よくよく考えたら正直なところウッと思います。1億幾らですから物すごい数字です。消防の重要性で分かるのですけれども、直らなくなつて消防自動車の今のスケールを丸々すっぽり取り替えた方が安かったというふうになるのかなと思うのですけれども、すごい事業費、11年でそつくり取り替えなければならないのかなというのは今やつと分かったのですけれども、11年使ってこれだけの数字を投資していくかなければならない……よりよいものに改善されるのでしょうかけれども、この辺についての検討はどうだったのでしょうか。

それから、財源内訳です。1億8,100万円、財源内訳はここに書いてあるとおりで、地方債で9,090万円、一般財源から9,102万2,000円になっているのですけれども、この一財のほうは防衛の交付金を活用するというふうに推定をさせていただきました。

充当率につきまして、地方債のほうは9,000万円を借りるのですけれども、国からの交付率を勘案しまして、実質的な負担というのはどうなるのか。それから、防衛の交付金に充当率は丸々乗っかかるのでしょうか。この辺についても説明してください。

●委員長（竹田委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） まず1億8,000万円強の事業費ですが、消防におきましても以前からその更新については検討しております、3か年実施計画においても更新の予定ということでしております。ただ、令和7年度の実施に当たつての協議等の中で、多額の費用が必要だということで、緊急防災減災事業債も検討していたところであ

りますが、防衛調整交付金の事業の該当になるということで、できるだけ一般財源ですかそういった借入れを少なくするということで、防衛調整交付金の事業を充当するということでのこういった計上になっております。

防衛調整交付金なのですけれども、事業費全体に対しまして50%の割合。防衛調整交付金ですので充当する割合というのは決まっておらず、こちらの事情によりましてそれぞれ充当する額を決めておりますが、50%を見込んで9,090万円を防衛調整交付金で充当する予定でおります。

地方債におきましては、緊急防災減災事業債を充当する予定で、同じく9,090万円ということで、この緊急防災減災事業債は充当率100%になっております。

交付税措置につきましては基準財政需要額への算入がされ、7割が交付税措置されるというものになりますので、この借り入れる9,090万円に対しまして2,727万円が交付税される分を除いた町の負担ということになっております。それに一般財源の純粋な防衛調整交付金を除いた一般財源が12万2,000円になりますので、これを合わせると2,739万2,000円が実質的な町の負担ということになっております。

●南谷委員 分かりました。

●委員長（竹田委員） 3目他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で8款消防費を終わります。

257ページ、9款教育費に入ります。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 2目事務局費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 3目教育振興費。264ページまで進みます。

2番、室崎委員。

●室崎委員 3目の教育振興費でお聞きしますが、正式にはどういうふうにいうのか分からぬのだけれども、いわゆるデジタル情報端末というものがあります。スマホもそうだろうし、何とかパッドなんていうものもそうでしょう。それを今教育現場はどんどん取り入れて、その実を上げているというふうにお聞きしておりますし、また、いろいろな機会に実際に教育している現場を見させていただいたり、お話を聞かせていただいたりして、そういう機器を取り入れて教育効果を上げているというのはよく分かります。

ただ、全国的に見て、こういうものが普及することが、やはりどんなものでもそうですが副作用を伴います。それでまたいろいろな問題が出ていているというふうに話を聞いているのですが、厚岸町ではどのようなことが危惧されるのか。その点をまずご説明いただきたい。

●委員長（竹田委員） 指導室長。

●指導室長（藏光室長） 私からお答えさせていただきます。

委員のおっしゃるとおり、このデジタル端末については非常に効果を上げています。ただ、一方ではそのデジタルを使うことで、実際の情報だとかはそこで得られるのすけれども、実の体験がやはり抜け落ちてしまう。それで実際に体験したつもりになってしまふところでとどまってしまうというところがやはり一番の課題なのかなというふうに考えております。そこで、デジタル端末での効果的なものと、あと実際にその場所に赴いて、そこで体験する実体験というものをバランスよく教育課程の中に入れ込んでいくことで、子供たちに力がつくだろうというところで今取り組んでいるところあります。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 広くいうとバーチャル何とかというようなものと実体験の区別がつかなくなってくるということや、それだけではないのですということをきちんと肌感覚として教えていかなければならぬということが大事なのだとというお話ですか。分かりました。それはもっともだと思います。それで、どんなことをしているのですか。

●委員長（竹田委員） 指導室長。

●指導室長（藏光室長） 町では、ふるさと学習ということで故郷にある自然ですか、あと教育関係の施設ですか、あと商業に関わる施設ですか、そういう教育に関係する施設の中に、実際に取材に行ったり、体験したり、そういうようなところを探究的な学びを通して活動するようにしております。どの学校でもそのような実際の体験というのを大事にしながら取り組んでくれているところであります、教育効果も上げているのではないかというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 それはぜひ進めていただきたい。実体験に勝る情報量はないということだと思います。

もう一つ危惧するのは、これもいろいろなところでいろいろな人が書いていたりしゃべっていたりするものをちょっとこちらが拾い読みする程度なのですが、この情報端末をおうちへ持って帰って使っても勉強に使えます。そうすると、学校でやっていること、もつ

というと学校でこういうことに使ってほしいこと以外は使えないようになっているのですか。

●委員長（竹田委員） 指導室長。

●指導室長（藏光室長） その部分については、基本的にはそういう学校の教育に関係するもの以外は使えないような仕組みにはなっておりまます。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 ちらちら聞こえてくるのは、そうすると、児童生徒のほうがより上級で、鍵を外してしまうのか、親がコントロールできないような、ゲームであるとか有害何とかというようなものもたくさんあるでしょう、そういうのを気がつかないうちに子供がこれを使ってやっているというような話が、具体的に厚岸で聞いたわけではないですが、各地でも聞こえるのです。今全国一律に同じような機器を与えて同じような教育効果を出していると思うのです。ですから、そういうところで聞こえてくる話が厚岸には絶対ありませんとはなかなかいいづらいですよね。もし絶対ありませんというのであるならば、ほかではやっていないこのような仕組みのことをやっていますから、やりたくてもできないのですということになるのか、それならそれでそういう説明をしてほしい。その辺りは危惧はないですか。

●委員長（竹田委員） 指導室長。

●指導室長（藏光室長） 正直なところ危惧はあります。それで、そういう状況を作らないために、まずは児童生徒その者にしっかりとそのことに関する教育を行う。本人たちにはまずそこを行う。家庭には、子供たちが使う状況というものをしっかりと見てください、そこでルールを作ってくださいというような依頼はしているところです。おうちの人たちは家に帰ってから子供たちが使う状況を、家の活動をしっかりと見てもらうというような環境づくりを目指して今取り組んでいるところではあります。

ただ、100%きちんとそういう仕組みができているかといわれれば、そこまでに至っていない部分が正直なところ全国学力学習状況調査の質問紙調査ですとかそういうところからも見えてきているところですので、そのところは引き続き親にはしっかりとルールを作って、そのルールを守るところはご家庭でお願いしますというところを、しっかり啓発を図りながら、今後もまた取り組んでいきたいなというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 今のお話の中で聞いていてちょっと心配な点は、一つは子供がそういうようなことをしないといいますか、自律できるような子供であるならば、心配する必要はないし、親に言うまでもない家庭がきちんとしているのです。ところが、そういうことを

心配しなければならないような子供の日常がある家庭では、親が見られないのではないのかと。そうすると、言わなくともちゃんとやるところには届くけれども、言ってもできないところには届かないというようなことになりはしないかという気持ちが一つあるのです。それは、この世界は非常に恐ろしい世界で、すぐ脇で怪物が口を開けて待っているような世界なのです。

今日でしたか、消費者保護のほうで申し上げましたけれども、ああいうような隙あらばというような悪徳業者が世の中にはうようよしていまして、そういうものとつなぐ気になるとつながってしまう機械でもあるのです。その辺りをやはり相当に厳しく、そういうものだということの恐ろしさを、特に保護者に対して周知する。コンピュータなんて幾ら言われても何が何だかさっぱり分からぬという層は当然あるわけです。そういうところにもコントロールできるような方法をやはり一緒になって考えないと、かけ声だけで終わってしまうのではないかと。元々かけ声をかけなくてもいいところだけはぴしっとするから、何%という数字はちゃんと出ると思います。それがほとんどだと思います。だけれどもその残りなのです。その辺りをよろしくお願ひしたいのですが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 指導室長。

●指導室長（藏光室長） 委員のおっしゃるとおりで、そのところが本当にこの取組の肝に当たる部分だと私たちも捉えております。

先ほどお話しできなかったところの一つとしては、道教委でもこの問題というのはかなり大きな問題として捉えていまして、北海道警察とも連携をしながら取組を進めてくれているところがあります。そこでしっかりと連携した取組がサイバーニュースですか、そういうところで通知が来ます。そのサイバーニュースには、先ほどもお話に出ていた闇バイトのことですか、本当にそういう身近な恐怖といいますか、そういうところがしっかりと書かれた、児童生徒向けと、あと保護者向けのものも一緒に行きます。それも必ず学校から周知していただいて保護者への啓発というのは頻繁に図っているところです。ただ、それだけで全て終わりかというのは、全くそういうことではないと思いますので、今後もそういうコントロールできるというところについては教育委員会でもしっかりと策を練って進めていきたいなというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） この一人1台端末は子供たちにあたっては家庭に持ち帰ることになりました。これはコロナに入ってから一気に進んだのです。子供に一人1台端末を学校から家に持ち帰らせようといったときに、今のご質問者がおっしゃった論議になりました。これは家に帰って有害サイトにつながれるのではないかと。そこを誰が監視するのだということは、かなり論議されたのです。でも、そこを待っていたらこれはいつまでたっても進まないと。この周りの環境がどんどん進んでいく中で、学校だけが取り残されていく。まして学校に来られない子供たちにこういう端末を渡していくたり。

それから、コロナで学校がかなりの間休みました。そのときにもきちんとつなげられる、そういう環境は進めるべきだろうと。ただし、先ほど指導室長もお話ししましたように、これについての教育も一緒にやっていかないとこれは駄目なんだという論議の中でゴーが出てスタートしたというのが、今回の一人1台端末、GIGAスクール構想の進め方でした。

それで、午前中にもあった消費者部分と全く同じなのは、この事の重大さが分かるのは自分が被害に遭ってからなのです。それまで幾ら分かっていたり学校で教育したりしても、やはり人ごとだったり遠くの話だったりします。でも実際に厚岸でもたくさんのが被害につながるような事例もたくさんあります。私の指導室時代からもずっとありました。そのようなことも含めて、まず必要なのは正しい知識、正しい使い方、これが一番なのだろうということで、指導室を中心としながら家庭と一緒に啓発したり、それから学校教育の中でもこれは必ずやっていくというふうになっています。知識がなかつたり使い方が分からることの被害は本当にすさまじいものが全国的にも報告されていますので、そのようなことも含めて、しっかり厚岸の子供たちは大丈夫なのか。全然大丈夫ではないです。まして全国学力調査の質問紙なんかを見ていると、やはり情報端末を使う時間というのは厚岸の子供たちは物すごく長いです。長いということはそれだけそういう危機にさらされる確率が高くなるというふうに認識していますので、そのようなことも含めながら情報端末の使い方等の指導をしっかりやっていきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 蛇足ながらもう1点だけ。それは今教育委員会から話を伺いました。これは言わば予防の部分なのです。ぎりぎりまでの予防の部分です。ところが、今の教育長の話の中にもあったように、あわやというようなものは結構出ているという話が既に報告がありました。

そうすると、そういう状況にまで来ている中で、昨日通った支援条例です。それと重なってくると思うのです。犯罪被害者支援条例の計画というのがありました。そこでもっていろいろなパターンに分けながら支援をしていくという中にありましたが、犯罪被害者等となっていますがまさにこのことで、被害の直前でもって止めることができたというときは、やはり当事者にも何らかの傷を負わせているという場合は十分あるわけです。ですから、そういうことを含めて、やはり児童生徒に関しては教育委員会が非常に大きなウエートを持ちますが、と同時に、今全体計画を練り直してよりよいものにしていくという話があのときありましたけれども、それぞれの分野で、例えば老人の分野だったら老人福祉の分野の人たちというふうになると思いますが、より精緻な、一緒になっての施策が必要だと思うのですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） ただいまご質問者からいろいろご提言いただいたところであります、当然その辺につきましては、計画自体をもう一度見直すというのもあります

が、その中で教育委員会なり保健福祉部局とさらなる調整をさせていただきながら、犯罪被害に遭ってからという支援ももちろんですけれども、その予防に対しても何かしら手立てがあれば、その辺を考えていきたいなというふうに考えております。

●室崎委員 よろしいです。

●委員長（竹田委員） 3目教育振興費、他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

4目教員住宅費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 5目就学奨励費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 6目スクールバス管理費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 2項小学校費、1目学校運営費。

10番、堀委員。

●堀委員 小学校費、学校運営費の厚岸小学校でお聞きします。

私も厚岸小学校の卒業生で、当時は今の校舎ではない木造の4000校舎を卒業した者なのですけれども、当時私が在校中のときに厚岸小学校の開校100周年というものを迎えられて、そのときの行事というのもされました。それから起算するとあと3年、4年のうちに今度は150周年というものが来るのかなというふうに思います。現在学校側と教育委員会としては、この150周年というものに向けて何かしらの動きというものはあるのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

委員のおっしゃるように、あと数年後で朝曦学校から150周年といったところではあります、現在のところ厚岸小学校、教育委員会ともにそういう学校行事というもののが動きというものはありません。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 昨今は周年行事というものがどうなのかという話というのもいろいろとあるとは思うのです。ただ、やはり私だとその長い歴史の中での郷土愛などを再認識するという上でも、大きな節目のときぐらいはやはり何かしらのものというのを考えていったほうがいいのではないのかなというふうに思う一人であります。ただ、当然そういう議論というものもやはりしっかりとしていただきなければならない上で、準備というものには幾ら時間をかけても足りないものはないと思いますので、まずはその議論から進めていきたい中で、しっかりと郷土愛の醸成とかにもつながるようなものを考えていくためにも、教育委員会としても意を払っていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

厚岸小学校が150周年となるのが令和11年ということで押さえております。私も厚岸小学校出身で、小学生時代に開校100周年といったような式典に出ました。当時それに合わせた記念の楽曲を当時の音楽の先生が作ったり、パレードなんかをしたり、あとはタイムカプセルを埋めたりしました。それはやはり今でも私の心の中にも残っておりますし、今いる児童にも心に残ることなのかなと思います。150周年という、やはり節目の年でもありますから、これについては学校とも、どういう考えなのかとか、あと進め方についても、ずっとここにいた先生ではないので、私どももこういうやり方があるですか、そういったもののこともご提言しながら今後考えていくべきだと思っております。

●堀委員 分かりました。いいです。

●委員長（竹田委員） 1目学校運営費、他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

2目学校管理費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 3目教育振興費。

8番、石澤委員。

●石澤委員 準要保護の就学援助の部分で今回生徒の人数が減ったということで減額にな

っているのですが、対象の範囲をもう少し広げるという形で、今すごく大変な家庭も多いので、ぎりぎり就学援助を受けられない子供の部分に対して広げるというような、そういう取組というのはできないでしょうか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

準要保護の認定方法のことなのかなと思います。これについては非課税世帯ですか、あといろいろ条件を満たしていれば基本対象というふうにはなるのですけれども、例えば非課税だとか、いろいろな手当の受給をしているとか、そういう受給しているご家庭は対象になるのですけれども、やはり収入によって判定しなければならないご家庭というのがございます。ただ、これについては、収入は家族とかによっても違うのですけれども、収入の基準がやはり必要なかなと思うのです。例えばそれをぎりぎり超えた超えないはあるとは思うのですが、一定の基準というのも私どもは必要なかなと思っております。

ただ、申請が上がってきた方を全て認定するわけにも今お話ししたとおりいかないで、やはりその辺はご家庭の事情も聞きながら、なぜ対象にならないのかとかもやはり丁寧にその家庭に説明する必要があると思うのです。なので、そういったことも丁寧に説明しながら認定作業を、そして非認定のご家庭にはどうして認定にならなかつたのかとかをきちんと説明していければと思っています。今まで答弁になっていたかどうかはあれですけれども、やはり認定基準というものを決めておかないと、何でもかんでも皆さん認定というふうにもならないので、やはりそこら辺はご理解いただければなと思います。

●委員長（竹田委員） 8番、石澤委員。

●石澤委員 これは相当前に認定基準のことも含めてお話を聞いたことがあります、その中で4月過ぎてからではなくて2月、3月という形で早めに入学準備金を出すとかというふうにいろいろ変更してもらってすごく助かっているのですけれども、その認定基準を少し上げることができないのかなとふうに思ったのですけれども、やはりいろいろなものが高くなっていて、用意するのがすごく大変というのは話を聞くのです。それもあるので、その基準をちょっと上げるという。こういうふうに生徒さんが減ってきた部分でもう少し網羅してもらえた助かる家庭があるのではないのかなと思うものですからそういう質問をしているのですけれども。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） 一応認定基準というのを定めて、国の基準だとかをいろいろ参考にしながらやっています。厚岸町の場合は、その基準の1.2倍以上になってしまうと非認定というふうになるのですが、ほかのところでは1.1とかというところも実はあり

まして、厚岸町は結構頑張っているほうという言い方はあれですけれども、認定しやすくなっているのかなとは思っております。

ただ、先ほどの答弁にも重なってくる部分はあるのですけれども、やはりその認定基準を定めておかないと何でもかんでもというふうになってしまふので、そこら辺はご理解いただきながら進めていければと思っています。

●石澤委員 分かりました。いいです。

●委員長（竹田委員） 3目教育振興費、他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

3項中学校費、1目学校運営費、2目学校管理費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 3目教育振興費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 5項社会教育費、1目社会教育総務費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 2目生涯学習推進費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 3目公民館運営費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 4目文化財保護費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 5目博物館運営費。294ページまで進みます。

（なし）

●委員長（竹田委員） 6目情報館運営費。298ページまで進みます。

（なし）

●委員長（竹田委員） 6項保健体育費、1目保健体育総務費。

2番、室崎委員。

●室崎委員 こここの保健体育総務費でお聞きするのですが、今はクラブ活動も学校から離れて地域でという時代に入っています。そのことを聞いているのではないですけれども。そういうわけで、児童生徒のスポーツを取り巻く社会的状況もどんどん変わっています。そういう中でやはりきちんと押さえておかなければならぬ大きな問題の一つにスポーツ障害に対する対策があると思うのです。これについてはどのように捉えて、どのような施策を今年はやろうとしているのかお聞かせいただきたい。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今ご質問者がおっしゃったとおり、今は社会がどんどん動いておりまして、いろいろと児童生徒を取り巻くスポーツ環境も変わってきております。これまでもスポーツの担当においてスポーツ障害に関わる取組、アンケート調査も実施しております。その中で、コロナを挟んで、コロナ期間中はスポーツも活動が少なかったものですから、コロナ禍が明けて令和6年度になります若干スポーツでの外傷のほうは件数が多くなってきているのですけれども、スポーツ障害のほうも令和6年度の調査で2件ほど調査が上がっております。一応完治していると報告では受けているのですが、このようにコロナ禍も明けて、やはりこういうスポーツ障害にもやはり適切な情報をちゃんと身につけてもらう、それは指導者も保護者も児童生徒も含めてというところで、現状としましてはスポーツ障害に関わる講演会を継続して実施し、引き続き町民の方、特に児童生徒の保護者や指導者、そういう方に積極的に参加していただく取組を推進していくこうと考えております。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 一般町民並びに保護者という部分の対策だけでいいということでしょうか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） お答えさせていただきます。

すみません。私の説明が言葉足らずだったのですが、こちらのほうは今言いましたように保護者、町民、指導者、関わっている児童生徒、そちらにも案内とチラシとかそう

いうものも配布しまして、一人でも多くの方が参加できるように対象者は考えております。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 学校ですからそれにすぐ目が行くのですが、学校教員、それからそういう指導に関わっている体育指導者というのですか、そういう人たちに対する研修というようなものは行わないのですか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） 指導者に特化してお話しさせていただきますが、そういうスポーツに関わる委員の方々には研修への参加を促したり、実際に参加していただいているという事例もございます。そのように講演会の中にちょっとした体験してもらうような時間も取っているような講習会になっていますので、そちらに一人でも多くの指導者にも関わっていただけるように情報提供は努めているところです。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 先ほど世の中が大きく動いているということを申し上げました。それは一つにはクラブ活動といってずっと続いてきた学校の一つの教育課程みたいなものでしたが、それが学校を離れる時代になってきたということがあります。

もう一つは、これはスポーツ障害と非常に大きな関係があると私は思うのですが、私が小学生の頃は元々そのような組織がなかった。中学生になると中体連ということができていた。それは厚岸町内だ釧路市内だというようなごくごく小さな範囲でやっていました。それがその後道東大会のようなものがでて、北海道大会ができる、今は大抵の競技が全国大会があります。それで中学生が全国優勝を争うわけです。そういうことが過熱して悪い面に走ると勝利至上主義が出てきます。成長過程の小学生や中学生に相当ハードな負荷をかけるようなことが実際に行われているようです。

一頃は根性論というのがあります、今はさすがにほとんどなくなったと思いますが、この前も有名な野球の高校の監督が選手を殴って新聞記事になっていました。あれも結局たるんどるという精神論だと思うのです。そういうものがやはり出てくるおそれがあるわけです。だからそういう意味でこのスポーツ障害に関する意識と知識というのには相当きちんと持っていないと、成長過程の子供を逆に壊してしまう。

また、一部の親には、例えば私なんかはあまりいろいろな運動を知らないから野球なんかの話がすぐ耳に入るのですが、なんでうちの子をピッチャーにしないのだと。なんでうちの子をレギュラーにしないのだと言って親が猛抗議をするというような何とかペアレントというのまで出てくる。そういう人々はやはり非常に勝利至上主義に傾いていくと思うのです。そういうような圧に耐えながら指導者はやっているというような報道も見たことがあります。

ですから、そういう意味でこのスポーツとは何のためにやっているのかというところに最後は舞い戻るのだと思うのですけれども、せっかく運動して体を壊してしまったのでは何にもなりませんので、特にその辺りの関係者への意識と知識をきちんと持つてもらうために、周辺の状況整備を含めてよろしくお願ひしたいのですが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

勝利至上主義とかその加熱の問題と、あと周辺整備というところで私から1点だけ。現在部活の地域移行でも地域の指導者が指導に当たるという動きで動いております。その中で部活の顧問の先生とはまた違う地域の指導者ということで、その児童生徒の保護者として経験したそういう考え方の下で指導に当たるというときに、やはりちょっとそういう不安な部分があります。勝敗に特化したような指導になりかねないというような不安もございますので、そういうところがちゃんと地域指導者にも根付くようにそういう研修ができるのかというところで、今道教委の担当にもそういう指導者に対する研修はできませんかということで投げかけているところではございます。そういう環境の整備も十分留意しながら子供たちのスポーツ環境を見守っていきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） スポーツ障害から本当に幅広く、これからどのようなスポーツ、どのような文化活動、生涯学習活動、生涯学習スポーツをやっているのかという広い視点でのお話をだたたないように思います。私もその部分、今厚岸総合クラブJ O Yというのを立ち上げて、その中の狙い、理念は、厚岸町で生涯学習環境、生涯学習スポーツ・文化の環境を整えることを目標とするということです。なぜそういうふうな狙いになったかというと、一昨年保護者にアンケートを取ったのです。すると必ずぶつかるのは、やはり勝利を目指していくのか、楽しんでいくのかという2択になっていくことが予想されたので、保護者の方、それから子供はどういうクラブ活動を望みますかといったときに、圧倒的に保護者がやはり勝利よりも子供たちと一緒に何かに取り組んでほしい、スポーツそのものを楽しんでほしいというのが圧倒的に多かったです。子供、中学生はやはり勝ちたいとかできるようになりたいという思いは強かったですけれども、そういうアンケートを基にしながら作り上げたのが総合クラブJ O Yの狙いというところです。

ですから、そのアンケートに基づきながらやっていくと、やはり勝利至上主義でどんどんやっていくということにはならない。ただ、指導していく中で、いや、楽しければいいのだという指導もまた地域の方々はもっともっと上手にさせたいという思いがあるので、そことの二者択一ではなくて、やはりバランス感覚を持ちながら子供たちを育てていくということが必要なのだろう。その行き過ぎが先ほど言ったスポーツ障害だと

か、体罰だとか、そういうところに行くので、必ずそういうところの研修はしっかりと受けいきましょうということはお話ししていますし、私は不勉強で分からなかつたのですけれども、学校の教員と面談をしていくと、この大会については地域指導者が指導する場合にはこういう指導者資格というのが必要なのです。教員の場合は要らないのです。その指導者資格を取るためには、先ほど言ったスポーツ障害も含めて子供たちの健全育成に資する研修を受けるということも必要になってくるというのも必ずありますので、そのようなことも含めてスポーツだとか指導者資格の受講だとか、そういうことも進めていきたいなというふうに思っております。

●室崎委員 はい。結構です。

●委員長（竹田委員） 1目保健体育総務費、他にございませんか。

8番、石澤委員。

●石澤委員 1点だけです。部活地域移行ということで、お金の問題なのです。

受益者負担の在り方というのは、これは新聞に1か月1,000円程度というようなのが出ていたのですが、お金がないことで参加できないということがないように、そういう負担を違う方法で考えてもらえれば有り難いかなと思うのですが、それがすごく気になるのです。子供が参加したいと思ったときに家庭の事情とかお金の問題で参加できないというようなことだけはないようにしてほしいなと思うのですが。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） 今の質問にお答えしたいと思うのですが、今回厚岸の部活の地域移行の中で1,000円を徴収するということをさせていただいたのですが、ご質問者のおっしゃるとおり参加したくてもできないという児童生徒がいないようにということは、我々もその点は十分理解しておりますし、今の段階でこういうところでこういう改善点がありますということはお示しできるものがないのですが、そういうところはやはり十分検討していく余地はあるものと考えております。

●委員長（竹田委員） いいですか。

●石澤委員 はい。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 委員長、スピードスケートのスケートリンクのことなので少し広がるのですけれども、ここでお願ひいたします。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員、先ほどの石澤さんのもそうだったのだけれど

も、これは1目ではなくて2目の社会体育費に当てはまると思うのです。

●石澤委員 すみません。2目だ。

●南谷委員 今は総務費ですか。

●委員長（竹田委員） まだ1目なのです。2目で聞いていただければと思います。すみません。

1目保健体育総務費、他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

2目体育社会体育費。306ページまで。

7番、南谷委員。

●南谷委員 2目社会体育費でお尋ねさせていただきます。

302ページにスポーツ施設の関係で一番下、高熱費の関係で484万3,000円の計上があるのです。リンクの関係で水道料はこのうちどのくらい入っているのか、まずお尋ねさせていただきます。

それから、304ページ、スケートリンクの管理棟管理委託料で49万2,000円の計上があります。高齢者事業団に委託をしているのかなと思うのですけれども、この内容についてまず説明してください。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） ご質問にお答えしたいと思います。

スポーツ施設の光熱水費、この中のスケートリンクの水道料についてですが、こちらのスケートリンクは宮園公園と一体になっておりますのでこういう説明になりますが、126万8,000円ほどかかるというふうに想定しております。

スケートリンクの管理棟の管理委託料は、高齢者事業団に毎年委託してお願いしているところでございます。こちらはスケートリンクのオープンの時期にも左右されるのですが、12月中旬から2月下旬ぐらいを想定してこのように委託をお願いしたいと考えております。

以上です。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 分かりました。

今年の冬の場合、もう閉じているとは思うのですけれども、リンクのオープンの期間

はいつからいつまでありましたか。そしてオープンの期間は何日間で、このリンクを作るための作業の開始から終わりまではどのくらいの日数がかかるのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） お答えしたいと思います。

作業の日数というのが雪等でも影響するものではっきりお答えすることができない部分があるのですが、令和6年度のスケートリンクの利用状況になりますが、オープンが1月11日土曜日から今年度は2月28日金曜日までということになっております。ただ、2月の下旬につきましては特に暖冬が進みまして全てのコースを開放できず、直線の部分と一部カーブのところだけという形で滑れるところでのオープンということで2月28日まで実施しております。

先ほども申しましたように、準備も12月になって寒さが厳しくなったときから順次作業を進めております。オープンしてからも降雪の状況を見て、小学校もスケートリンクを利用するものですから、支障がないように早朝から作業に当たっているという状況でございます。

以上です。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 令和6年1月とかと言ったのだけれども、今シーズンだから、昨年の12月頃からかかったと思うのです。12月頃から何日間ぐらいオープンしたのですかと聞いてい るのです。例えば日にちを計算できるから、12月の中からか、今年は2月28日までオ ープンしていたということなのですか。確認させてください。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） 大変申し訳ございませんでした。私は年度で話してしまいまして、オープンの日が令和7年の1月11日からオープンしまして、令和7年2月28日金曜日までということになっております。ですので実際には48日ほどになります。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 1月11日オープンで2月28日まで使えたと。作業は12月からやっていると思 うのです。非常に職員の皆さん一生懸命このリンクの整備にかかっておられます。この 暖冬です。苦労の割にオープン期間が短い。学校の授業に活用されているということも 私も理解しております。職員の皆さんが非常に苦労されている割には非常に利用期間 が短くなってしまった。これが現実です。費用対効果を見たらいかがなものかなという 時代に入ってしまったのかなと。かつては佐藤綾乃さんを始め少年団の皆さん一生懸 命頑張っていた。こういう状況にあったと思うのです。こうはならない時代に入ったの

ではないのかなというふうに思います。現場は皆さん非常に汗を流しています。その割に報われない部分が多い。一生懸命やっているのだけれども期間が短い。少年団も厚岸のリンクだけではなかなか思うようにはならないのではないかと思います。この辺について今後どうされるのか、お考えがあればお聞かせください。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） ご指摘の点についてお答えしたいと思います。

ご質問者がおっしゃったとおり、先ほども申しましたが職員は雪等で学校の授業が滞らないように一生懸命頑張っている点を評価していただきありがとうございます。我々としましても今年度いろいろとこのスケートをせっかく時間、労力、お金をかけてやっていますので、何とか一人でも多くの利用者を見込めないかということで、こちらもスポーツ係が主体になっているキッズクラブというものがあるのですが、そちらで親子教室とスケート教室と併せてやったところ、やはり30人弱の参加者、ここ最近ないだけの人数を見込むことができました。

まだまだスケートリンクを利用してくださる方がいるということを改めて感じましたので、この限られた期間ではあるのですが、何とか一人でも多くの、特に今おっしゃっていましたスポーツ少年団、小さい子どもたちが活動できるような、そういう施設になっていくように業務に当たっていきたいなと思っています。そういう機会をなるべく増やせるように頑張っていきたいなと思っていますので、ご理解いただければと思います。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 今非常に心強い答弁がありました。小さい子どもたちが希望持てるような体制に努めるということなのですけれども、少年団はやはり過去のような練習はなかなかできないのでしょうかけれども、これらに対してやはり町としてもどうしていくのか。支援できるものは……私は否定しているのではないです。どうしていったらいいのか。例えば釧路に行くのであれば、スポーツ課として助成をするとか、いろいろな方法を考えいかなければならぬと思うのです。その辺の考え方について町としてどう捉えているのか、この辺についてお尋ねさせていただきます。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） 教育委員会の考え方ということなのですが、現状でそのように何か支援をしてほしいというお声はまだ伺ってはいないので、ここでお答えするものを持ち合わせていなのですが、そういう部分についてはどういう手を差し伸べたり、協力できる、支援できる部分があるのか、その際には検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

●南谷委員 はい。いいです。

●委員長（竹田委員） 2目社会体育費、他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

3目温水プール運営費。

2番、室崎委員。

●室崎委員 ここでお聞きしますが、温水プールの建物の2階に運動施設といいますか、体を鍛える施設といいますか、それがあります。どんな器械が置いてありますか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） お答えいたします。

今各種目ごとの一覧の資料が手元にないので正確を期す内容ではないのですが、2階の部分につきましては複合的な筋肉トレーニングのマシンが1台あります、そこで6種目ほどできる形になっています。それ以外にボート漕ぎのもの、あと足を漕ぐ器具等が三つほど備わっているという状況であります。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 本来なら答弁はいちいちきちんとした器械の名前を言わなければならぬと思うのだけれども、記録がないから記憶でいうというような話で言われているのでそのまま行きますけれども。当初から割と非常にハードなといいますか、ボディービルダーとか重量挙げをやるような人だと、そういう体力に自信のある人がより立派な筋肉を作るような、体に大きな負荷をかけながらやる種類の器械が多かったような気がするのだけれども、その理解でよろしいですか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） そのとおりでございます。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 自分で健康増進のために、あるいは運動のために、その器具を使って運動を行うという点では、あみかの2階にもそういう器械があります。ところが、温水プールとかに比べるとあみかの2階の器械は体にかかる負荷がうんと少ないです。極端な言い方をすると日常の散歩の代わりにできるようなものです。それでもここにその器械を導

入したときには指導者がいたのです。そして当初のときにその指導者とはいいろいろな話をしていましたけれども、「やめなさい」と、「そんなにやつたら体壊しますよ」と何回も注意してやめさせて、何とかいわゆるスポーツ障害を起こさないで済んだような人に何人かにぶつかったということを言っています。本人はやればやるほど楽しくなるのです。何かの生理学でいう難しい物質が出るとか出ないとかいう話がありますけれども。

それで、釧路まで行けばあるのかな、厚岸にはないのですが、フィットネスクラブというようなもので、1時間幾ら、30分幾らというような料金を取ってそういう運動をする、そういういろいろなマシンが置いてある、そういう業者があります。そういうところでは必ず指導者がいます。そういう専門家の話を聞くと、こういう運動をしなさいと勧めるよりもやめなさいと止めるほうが大きな仕事なのだと。やり過ぎるというのは一番悪いんだということを断言する人もいました。

翻ってこの温水プールのことを考えますと、最初からこれができたときから器械は置いてあるけれども、全部自己管理、自己責任なのです。今後もそういうやり方で続けていくということですか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

現状としましては、こちらの2階のトレーニング室にあります器具については、現状も行っているのですが、今言いましたように筋肉トレーニング、筋肉に負荷をかける運動がメインになっておりますので、その器具の使い方の講習を受けていただいて実施していただくということを考えておりまして、引き続きそのような方法で実施していければと考えております。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 これは大分前にも言っているのですが。客観的に後から見れば、やり過ぎて、あるいは不適切な使い方をして、自分の体を壊したというようなときには、よく駐車場に意味のない看板があります。この駐車場内で起きた事故に関しては、設置者は一切責任を負いませんと。あれはつけてあろうとなかろうとそのようなことは通るものではないのだけれども、それと同じような発想で、あなたが自分でやったことなのだから全部自己責任ですというやり方で通すという考え方ですか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） 今考えておりますのが、自己責任というものではあるのですけれども、利用していただく上で注意事項をまとめたものを施設内に掲示もしくは置かせていただきまして、その手引書ではないのですけれども、こういうところは気をつけてくださいということで、いろいろな自治体のトレーニングルームの取扱いに関する

注意事項とかを参考にさせていただきまして、そういうものを利用者の目の届くところに置かせていただきて、その中の一文には具体的には、体調が悪いときには利用しないでくださいとか、ご自身の体調面に十分留意してお使いくださいというような、手引書の冊子のようなものを置かせてもらおうと今考えて作成しているところでございます。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 教育委員会の考えですから、それを正すという範囲で、こうせよ、ああせよではありませんから。前に一度あそこで事故が起こっていますよね。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） はい。そのように聞いております。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 あれはどんな事故でしたか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） 年数とかそういうところは申し訳ございません。利用していた器具の一部ワイヤーが取り付けるワイヤーではないような取り付け方法だったのかワイヤーが違っていたのか、それで器械が正規な動き方をせずに体の一部を挟み込んでしまうような形になったというふうに私は聞いております。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 その場合には、器械が故障したのか元々悪かったのか知りませんが、ということで施設側の過失があったということで、そのような形の解決をしたということですか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） 私が聞いておりましたのは、その器械を導入した業者の問題だったというふうにお聞きしております。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 そういう場合はもう言う余地のない話なのですが、今私が言っているのは使う人の側で、特に運動のし過ぎです。5回でやめなければならないところを20回も30回

もやったというようなことだと思うのですが、そういうようなことがあったときには、いわゆる使い方を書いた指導書やパンフレットや事例集やそういうものを並べてあるのだから、それをちゃんと見て使わなければならないのにそれをしなかったのだから、行為者の落ち度であるということで、こちら側としてはそういうものに対しては責任を持ちませんということでこれからも進めていくということですか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） 基本的にはその指導書、また、最初の講習会を行ってということになるかと思います。ただ、施設を管理している以上、2階のほうに見回りとかそういうことをしないということではございませんので、そういう利用者がいる場合には、常時ということにはいかないかもしれません、職員がそういうところを、見回りというわけではないですが、やはりそこは目配せは必要になってくるのかなと思っております。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 ここでやめます。こういうものを作った以上、やはりスポーツ障害というような事例が起きてくることは十分考えられるわけです。ある意味では、悪い言葉でいうと、そういうものを作ることとはスポーツ障害を誘発している一因にもなっているわけです。それだけに、それをどうやって抑えるか。これについてはやはり非常に考えていかなければならないポイントだと思います。単にパンフを置いといたから読まなかつたあなたが悪いでは済まないわけです。講習を受けたのだからそのとおりやっているあなたが悪いということで、先ほど学校のスポーツ障害とか、そういうような問題のときに非常に積極的に考えている教育委員会が、ここに来ると自己責任ですといってぱっと身を引いてしまうことができるのかどうか。その辺りについてはまだまだ検討の余地があるのではないかと思われますので、どうかよろしくお願ひしたい。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） その点を十分留意しながら取り進めていきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

●室崎委員 いいです。

●委員長（竹田委員） 3目温水プール運営費、他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

4目学校給食費。310ページまでです。

10番、堀委員。

●堀委員 学校給食費、賄い材料費でお聞きします。

昨年に比べて予算が上がっております。食材等の高騰による説明というものがあります。当然小学校費や中学校費でも1食当たりの学校給食費が小学校では253円から295円、中学校では304円から354円というふうに上がっているので、その分当然材料費も上がるというふうに思うのですけれども、大体これで1年間の給食賄い材料予算というものは確保できるという見込みでいるのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

昨今の物価高騰により食材等も値上がりをしてございます。米については令和6年度対比で209%といったようなことで私どもは試算をしたり、パンその他の食材、野菜類もですけれども、115%程度に上がるのではないかという見込みではあるのですが、ただ、これについては今も他の外食メーカーとかも値上げという報道がされているのですが、私どもも一応物価高騰分というのを見ているのですけれども、この価格上昇がどこまで続くかといわれると、現在でははっきりどこまでというのを申し上げられないところではございます。ただ、見込みとしてはこの程度上がるだろうといったことで給食費というものを算定してございますので、まず当初としてはこの今の予算計上させていたいた金額でということでは思っております。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 例えば食材、米なら米の卸業者なり、農家なら農家から直接とか、そういう長期確保契約みたいなものというのがもしできるのであれば、それが安いのであれば、そういうものをやはり積極的に取り入れていかなければ、価格変動に常に左右されてしまって給食の質が上がり下がりするというのもどうかなと思いますので、そういう柔軟な食材の確保というものにも意を配ってほしいなというふうに思います。

あと聞きたいのは、国の給食無償化の話というのがあるのですけれども、これはどのような状況になっているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） まず米等の確保の関係ですけれども、年間とかになってしまふと例えば今度は秋口の新米の時期になってきて、米の状況によっては足りないだとか足りるだとかそういう部分もあるので、これは状況によってどういったほうがいいのか勉強させていただければと思います。

国の給食の無償化については、令和8年度から小学校で、その後中学校でというふう

には聞いていますが、これはまだ私どもにはきちんとした情報が入ってきておりませんので、今段階では何もお答えできぬかと思っております。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 そのときに、今国は8年度小学校、その後が中学校で学校給食無償化正在いるのですけれども、どの部分が無償化になるのか。今言った賄い材料費の部分というものが国から来るのか、それとも給食センターの運営自体、今回もそうですが、7,200万円全額が国から来るものなのか、それか、学校給食、賄い材料で賄っている3,800万円、教員や何かの分は除くと思うので3,700万円ぐらいなのかなというふうに思うのですけれども、その分が来るのか、こういうものはどうなのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） そういう細かいものの通知というものが実はまだ来ておりません。ただ、報道によると給食費ということでございますので、私どもの考え方としてはこの賄い材料費に当たる部分なのかなとは思っておりますが、ただ、現状では何も通知等が来ていないので、はっきりお答えすることができません。

●堀委員 分かりました。

●委員長（竹田委員） 4目学校給食費、他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

9款教育費をこれで終わります。

311ページ、11款公債費に入ります。

11款1項公債費、1目元金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 2目利子。ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） 以上で11款公債費を終わります。

313ページ、12款給与費に入ります。

12款1項1目給与費。

7番、南谷委員。

●南谷委員 12款1項1目給与費でお尋ねさせていただきます。

前年比1億9,255万4,000円増額となっております。相対でいいのですけれども対前年比人数も含めて人件費がこれだけ上がった要因について説明してください。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

人数でいいますと相対では正職員でいいますと7名、これは前年度に対して7名増え、正職員では212名、会計年度任用職員では71名です。その人件費が、昨年から比べますと予算額で正職員で1億1,017万2,000円が特別職と一般職の合計です。会計年度任用職員は差し引き8,238万2,000円増です。

この中の増の主な要因としましては、給与改定がありまして、その分で給料の額だけを比較しますと3,998万9,000円、これが一般職ですけれども、それと会計年度任用職員でいきますと2,383万1,000円と、この部分がその半分以上を占めているということで、この部分では給与改定の部分が大きいのかなと思います。

あとは、このたび国保会計と介護保険会計と簡易水道から職員数でいいますと11名分増えております。

以上です。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 数字は分かったのですけれども、今最後に説明していただきました国保会計、介護保険、簡易水道からの人員が一般会計に含まれていると。その記載がこの提案理由説明書にもないのです。それぞれ特別会計から一般会計に人件費が移行になっています。含まれています。中身はいいですので、はっきり含まれているかいないかどうか答弁してください。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） はい。含まれております。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 それぞれの会計で減額になっています。こちらに入っているから。そのときに聞きますので、ここはこれでやめます。

●委員長（竹田委員） 12款1項1目給与費、他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で12款給与費を終わります。

317ページ、13款1項1目予備費です。ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） 319ページから322ページは給与費明細書です。ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で歳出を終わります。

323ページは、継続費に関する調書です。

1ページにお戻りください。

第2条債務負担行為です。債務負担行為については7ページの第2表債務負担行為と、324ページ、325ページの債務負担行為に関する調書となります。ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） 再び1ページにお戻りください。

第3条地方債です。地方債については8ページの第3表地方債と326ページの地方債に関する調書となります。ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） 再び1ページにお戻りください。

第4条一時借入金です。ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 令和7年度厚岸町国民健康保険特別会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

なお、議案第13号からは款項で審査します。

9ページ、第1条歳入歳出予算です。

10ページ、11ページは、第1表歳入歳出予算です。

327ページ、328ページは、事項別明細書です。

329ページ、歳入から進めてまいります。

1款1項国民健康保険税。

7番、南谷委員。

●南谷委員 1款1項1目国民健康保険税、ここでお尋ねさせていただきます。330ページ、医療給付費現年課税分2億2,406万円でお尋ねさせていただきます。

令和7年度の計上は、昨年と比較して算定はどのようになったのか、説明していただきたい。

●委員長（竹田委員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

この医療給付費現年課税分でありますけれども、令和6年度と比較しまして1,001万8,000円減額しております。説明欄記載に内訳が書いてございますけれども、上から順番に説明させていただきますと、まず所得割につきましては課税標準額を昨年度より1億3,674万円ほど増やしております。あと所得割の税率が0.03%増えます。このことによりまして所得割額は1,293万円ほど増えます。次に、均等割でありますか、人数を115人減らしております。このことによりまして335万円下がります。次の平等割につきましては、世帯数を38世帯減らしております。このことによりまして110万円ほど下がります。

最後の軽減及び限度額超過分、こちらといいますのは、月割りの移動分、さらには法定軽減分、また、限度額超過分などの数字でございますが、昨年度と比較しまして1,882万円ほど下げております。こちらは下げ幅が大きいですけれども、これにつきましては令和6年12月の実際の調定実績を勘案しながら見込んでいる数字でございます。これによりまして、先ほど申し上げました1,001万8,000円が下がるというような状況でございます。

●南谷委員 いいです。

●委員長（竹田委員） 1項国民健康保険税、他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

（なし）

●委員長（竹田委員） 4款道支出金、1項道補助金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 5款財産収入、1項財産運用収入。

（なし）

●委員長（竹田委員） 6款繰入金、1項一般会計繰入金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 8款諸収入、1項延滞金 加算金及び過料。

（なし）

●委員長（竹田委員） 3項雑入。ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） 以上で歳入を終わります。

次に、333ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費。

7番、南谷委員。

●南谷委員 1款1項1目一般管理費、ここで本年度予算は943万4,000円の計上、前年度が3,200万円、マイナスの2,332万3,000円、人件費だと思うのですけれどもダウンになっています。この内訳をまず説明してください。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答えいたします。

ご質問にあるとおり、前年比から見ますと2,332万3,000円の減ということになっておりまして、その主な要因につきましては、ご質問者がおっしゃるとおり、まずは人件費が一般会計に移ったということ。この人件費が昨年度の金額でいきますと2,666万2,000円になります。それから、国民健康保険一般の事業の中において、今年度においては昨

年度よりも26万7,000円の減額。それから、国民健康保険事務電算処理の事業が昨年度と比較して6万円の増。それから、国民健康保険システム標準化整備事業になりますが、こちらは今年度354万6,000円の計上になりますが、これは昨年度なかった事業でありまして、これら全てを差し引きますと2,332万3,000円といったような内訳になってございます。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 今説明があったのですけれども、人件費が一般会計に移行になりました。何人分がどうなったのかが見えません。ただ、先ほども言いました。この国保会計だけではないと思うのですけれども、まずは今は国保会計なので。どうして人件費を一般会計に移行したのか、その理由を説明してください。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 私から予算計上の全体としてこちらのご説明をさせていただきたいと思います。

まず昨年度から国保会計において5名分の人件費を計上させていただきました。今回この国保会計、この後出てきます介護保険会計、この2名分がありますが、こちらは昔からそうなのですが、会計上でここの部分を持つ持たないはそれぞれの町村の考えではあります。そういった中で、今回やはりこの人件費を一般会計に戻したというところは、より事務の効率化を進めるということです。こちらは今までやっていたのだったら問題ないのではないだろうかと思われるかもしれませんけれども、やはり人件費を管理する部署におきましては、人事異動のたびに流用が発生してきました、いろいろな手間がありましたので、そういった中では今回簡易水道会計が企業会計に、昨年は下水道会計が企業会計に変わったと同時に、今回この国保会計、介護保険会計を一般会計で人件費を相対的に管理をすることです。

ただ、この中にはやはり国からの補助金が得られる人件費がありますので、その部分につきましては、この会計上で置いてはあります。例えば国保会計でいきますと、これから出てきます会計年度任用職員、徴収の部分だと、そういった部分が国からの補助金がある部分についてはそのままの会計に置きまして、そしてそのほかにつきましては給与費で相対的に管理をさせていただくということで一般会計に移したということでございます。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 立て板に水というのか、とうとうとしゃべっているけれども、議会にはこの説明が全くないです。少なくとも特別会計で会計を組んでいます。人件費組みで予算計上しているわけでしょう。違いますか。それが突如として何にもなくて、説明書類にも何にもなくて、委員会で聞けということですか。会計というものは本来特別会計の中

で人件費も含めた中で数字を見るのが普通ですか。それが人件費をべろっと振つて予算ですと。いつどこで人件費の分を一般会計に持つていったか誰も分かりません。あなたたちはみんな知っているかも知れない。私は初めてこれをやっていくうちに分かりました。振りましたというのがどこに書いてありますか。特別会計の企業会計の数字を見る上で議会に何も相談もなくて特別会計の部分について人件費を振る。私に言わせたらこれはとんでもない話だ。

事務の経理上というのは、今答弁されたのは重々分かります。ですけれども、特会でその数字を見る上ではあったほうが明朗になるわけだからいいのです。その事業会計、人件費を含めてどうだという部分で判断するのに過去今までそういうふうにやってきたわけでしょう。それが突如としてこちらに行ったのです。横暴ではないですか。こういうことだからこうなりますという話がどこかありましたか。それが突如として予算書を出して聞いて初めて分かるのです。特別会計は独立しているものではないですか。その一部がこちらに行ったのが全然分からぬのです。それであなたたちが予算書を承認せよというのはおかしくないですか。そういう質疑は全くないのです。はっきりいって私に言わせたら詐欺みたいなものだ。ここで質問しなかったらそのまま行っています。いかがですか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

先ほどの一般会計の給与費につきましては、やはりその増減の内訳ということで、先ほど総務課長からご説明させていただいたとおりの内容で、そちらはこの提案説明の中には不足しているというのはお詫びを申し上げたいと思います。

ただ、国保会計のこの説明につきましては、なお書きで一般会計の給与費に振替計上でありますということでこちらには表記をさせていただいているということでございます。

●委員長（竹田委員） 午後2時46分に追悼のサイレンが鳴りますので、7番、南谷委員、大変申し訳ありませんが、黙祷のため、ここで休憩に入りたいと思います。

午後2時42分休憩

午後2時47分再開

●委員長（竹田委員） 委員会を再開します。  
7番、南谷委員。

●南谷委員 それぞれの会計は独立していると私は思うのです。特別会計で人件費を除いた会計はあり得ないです。全く何も相談もなくて、報告、説明もなくて。おかしくないですか。事務的に処理をするのに一括でデジタル化してやりやすいというのは分かり

ます。でも、それぞれの独立している会計から除くことは、本来の趣旨からいいたら反対ではないですか。管理しやすいというのが理由になりますか。私はそうではないと思うのです。特別会計の収支を見る、人件費を含めた総体の今までのやり方が本来だと思います。だけれども、いろいろ会計が多重化してきた。そこで一括管理させてくれ。そういう議論があつてどうかというのなら分かります。私は理解できないです。私だって本当にこの経理は全く素人です。だけれども勝手にこのようなことをされたら理解できないです。分からぬ人間が余計分からなくなります。あなたたちの経理の基準では、このそれぞれ独立する会計から人件費だけポンと振ってもそれもいいのですか。いかがですか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

人件費につきましては、国保会計も、この介護保険会計についても、一般会計から繰り出すということでございます。そういった中では、この事務の効率化ということを考えた場合にこの一般会計で管理をさせていただきたいと思ったところでございます。ただ、こちらの大きな要因がやはりこの会計上であったというところは、私たちも事前のその説明が足りなかつたという部分につきましてはお詫びを申し上げたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 説明が足りなかつたのではなく、説明しなかつたのです。私は聞いていないです。これは足りなかつたというレベルではないでしょ。懇切丁寧な説明とかではない。説明が全くないです。私だってこの資料を見ていて、既に一般会計は承認しました。後から分かつたのです。国保会計のことについては。不承不承納得しました。本来であれば否決です。これを含んでいるわけですから。あなたたちはどうだとかこうだとか言って、私は順序としておかしくないかと思います。納得できません。自分たちの事務作業上都合がいいから、便利だから移しますといつては全く過ぎないです。いかがですか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●副町長（石塚副町長） 説明が不足していた点は大変申し訳ございません。

国保等の特別会計の人事費の計上については、今は手元に当時の資料がなくて、いつというのは申し上げられないのですが、平成に入ってからは、先ほど総合政策課長が申し上げましたが、人件費の部分というのは全て一般会計の繰り出で歳入歳出を合わせております。というのは、市町村の義務的経費ということで扱われておりまして、確かに国の通知だったかと思うのですが、それはもう一般会計で一括してみていいというときがありました。それは市町村の選択ができるということであったわけなのですが、厚岸町

はこれまでそういうことはせずに特別会計で職員の人事費を計上させていただいていたのですが、今般企業会計の移行等もございまして、その辺を特別会計についても一旦繰り出して事務を複雑化させるのではなくて、一般会計予算の中で職員の人事費、企業会計は別として、特別会計に関してはそういう措置をさせていただいて事務を簡素化してきているということになります。議会に対しての説明が足りなかつたことについては大変申し訳ございませんでした。

人事費の分は移行されますけれども、会計の状況が収支等に影響が出るというものはございません。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 収支に影響がないというのは分かります。そのようなことは当たり前です。数字を移行しているだけだから。そういうことを聞いているのではないです。少なくとも今まで厚岸町としてはこういうやり方でやってきたわけでしょう。各自治体が選択をしてやってきて。そしたら今まで何だったのですか。今までそういうことで各会計独立で厚岸町は繰り入れるものは繰り入れた。だけれども、ちゃんと独立した会計の中で処理をしてきた。これは事実です。それが、この前もあったから今度もいいだろう。あのときは改正になっている頃はきちんと議会にも説明しています。今回は何ですか。全くないです。あのときは私なりに人事費の関係については調べました。でも今回は全くないです。本当にあきれてしまう。いや、ほかの皆さんはどうかは分からないです。みんな私より頭が優秀だからきちんと理解しているかもしれません。私の頭ではとてもでないけれども理解できないです。各課長の皆さん、どうですか。逆に聞きたい。どういうことでこうなったのか、きちんと理解できるのでしょうか。私は半信半疑ではないかと思うのです。いかがですか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） いろいろなご意見があるかと思います。今回の場合、予算という重要な課題ですが、連絡、説明がなかつたということにつきましては、申し訳なく思っております。特に、冷静さある南谷委員が声を高められて言うだけの課題であるという取り方を私はいたしました。どうかそういうことで今回の報連相がなかつたということについてはひとつお許しを頂いて、それから、もう毎回そうなのですが、我々が委員に説明すべきこと、また、しなくてもいいのではないかなど、考える場合はあるのです。どうかそういう点につきまして、意の足りない点については委員におきましても積極的にお話をされてお聞き願えればと思います。ただ、今言いましたとおり、正式な場所で個人的な意見で聞いたとかということになろうかと思いますが、どうかそこはこれから、私が度々言っております、両委員はやはりお互いに連絡し合って初めてそれぞれ、あなた方も町民の代表です。また、私も町民の代表であります。そういう中での議論をいろいろと出し合って、いい結果を出していくと。厚岸町のよりよい発展、そしてまた、町民の一人ひとりの幸せのために、どうか今後とも熟慮した議論がな

されることを心からお願い申し上げたいと思いますので、今回の件についてはご理解いたしましたので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

●南谷委員 いいです。

●委員長（竹田委員） 次に行きます。2項徴税費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 3項運営協議会費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 5項特別対策事業費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 以上で1款総務費を終わります。

次に、337ページ、2款に入ります。

3時の休憩のために休憩に入りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 再開は3時30分からにします。

2款保険給付費から始めたいと思います。

午後2時57分休憩

午後3時30分再開

●委員長（竹田委員） 委員会を再開します。

2款保険給付費、1項療養諸費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 2項高額療養費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 3項移送費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 4項出産育児諸費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 5項葬祭諸費。ございませんか。

(なし)

●委員長（竹田委員） なければ、次に、341ページ、3款に入ります。

3款1項国民健康保険事業費納付金。ございませんか。

(なし)

●委員長（竹田委員） なければ、次に、343ページ、6款保健事業費、1項特定健康診査等事業費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2項保健事業費。ございませんか。

(なし)

●委員長（竹田委員） なければ、次に、345ページ、7款1項基金積立金。ございませんか。

(なし)

●委員長（竹田委員） なければ、次に、347ページ、9款諸支出金、1項償還金及び還付金。ございませんか。

(なし)

●委員長（竹田委員） なければ、10款1項予備費。ございませんか。

(なし)

●委員長（竹田委員） 351ページから353ページまでは給与明細書です。ございません

か。

(なし)

●委員長（竹田委員） 以上で歳出を終わります。

9ページにお戻りください。

第2条歳出予算の流用です。ございませんか。

(なし)

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

(なし)

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 令和7年度厚岸町介護保険特別会計予算を議題とします。

12ページ、第1条歳入歳出予算です。

13ページから15ページまでは、第1表歳入歳出予算です。

354ページ、355ページは、事項別明細書です。

356ページ、歳入から進めてまいります。

1款保険料、1項介護保険料。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2款サービス収入、2項予防給付費収入。

(なし)

●委員長（竹田委員） 3項介護予防日常生活支援総合事業費収入。

(なし)

●委員長（竹田委員） 3款分担金及び負担金、1項負担金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 4款国庫支出金、1項国庫負担金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2項国庫補助金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 5款1項支払基金交付金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 6款道支出金、1項道負担金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2項道補助金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 3項委託金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 7款財産収入、1項財産運用収入。

(なし)

●委員長（竹田委員） 8款繰入金、1項一般会計繰入金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2項基金繰入金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 10款諸収入、1項延滞金及び過料。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2項を雑入。ございませんか。

(なし)

●委員長（竹田委員） 以上で歳入を終わります。

次に、306ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2項徴収費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 3項介護認定審査会費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 5款計画策定委員会費、6項地域密着型サービス運営委員会費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2款保険給付費、1項介護サービス等諸費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2項高額介護サービス費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 3款高額医療合算介護サービス費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 4項特定入所者介護サービス等費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 4款地域支援事業費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 2項包括的支援事業任意事業費。375ページまでです。

（なし）

●委員長（竹田委員） 3項介護予防生活支援サービス事業費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 4項一般介護予防事業費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 5項高額介護サービス費等。

（なし）

●委員長（竹田委員） 6項その他諸費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 5款1項介護給付費準備基金費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 7款諸支出金、1項償還金及び還付金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 8款サービス事業費、1項居宅サービス事業費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 9款1項保健福祉事業費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 10款1項予備費。ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） 388ページから390ページは、給与費明細書です。ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） 以上で歳出を終わります。  
12ページにお戻りください。  
第2条歳出予算の流用です。ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
次に、議案第15号 令和7年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。  
16ページ、第1条歳入歳出予算です。  
17ページ、18ページは、第1表歳入歳出予算です。  
391ページ、392ページは、事項別明細書です。  
393ページ、歳入から進めてまいります。  
1款1項後期高齢者医療保険料。

（なし）

●委員長（竹田委員） 3款繰入金、1項一般会計繰入金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 5款諸収入、1項延滞金及び過料。

（なし）

●委員長（竹田委員） 4項償還金及び還付加算金。ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） 以上で歳入を終わります。

次に、395ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 2項徴収費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 2款1項後期高齢者医療 広域連合納付金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 4款1項予備費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 以上で歳出を終わります。

総体的にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 令和7年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算を議題とします。

19ページ、第1条歳入歳出予算です。

20ページ、21ページは、第1表歳入歳出予算です。

403ページ、404ページは、事項別明細書です。

405ページ、歳入から進めてまいります。

1款サービス収入、1項介護給付費収入。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2項自己負担金収入。

(なし)

●委員長（竹田委員） 5款財産収入、1項財産運用収入。

(なし)

●委員長（竹田委員） 8款諸収入、1項雑入。ございませんか。

(なし)

●委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、407ページ、歳出に入ります。

1款サービス事業費、1項施設サービス事業費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 411ページ、3款1項基金積立金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 4款1項公債費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 5款1項予備費。ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） 417ページから419ページは、給与費明細書です。ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） 以上で歳出を終わります。

地方債については、420ページの地方債に関する調書です。ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 令和7年度厚岸町水道事業会計予算を議題とします。

1ページ、第2条業務の予定量です。

次に、第3条収益的収入及び支出です。

11ページをお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1款水道事業収益、1項営業収益。

（なし）

●委員長（竹田委員） 2項営業外収益。

（なし）

●委員長（竹田委員） 3項特別利益。

(なし)

●委員長（竹田委員） 以上で収益的収入を終わります。

次に、収益的支出に入ります。

1款水道事業費用、1項営業費用。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2項営業外費用。

(なし)

●委員長（竹田委員） 3項特別損失。

(なし)

●委員長（竹田委員） 4項予備費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 以上で、収益的支出を終わります。

1ページのお戻りください。

第4条資本的収入及び支出です。

15ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1款資本的収入、1項企業債。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2項補助金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 5款他会計負担金、7項補償金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 以上で資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2 項企業債償還金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 以上で資本的支出を終わります。

2 ページにお戻りください。

第4条の2、特例的収入及び支出です。

第5条企業債です。

第6条予定支出の各項の経費の金額の流用です。

第7条議会の議決を得なければ流用することのできない経費です。

第8条他会計からの補助金です。

3 ページ、第9条利益剰余金の処分です。

第10条棚卸資産購入限度額です。

4 ページ、5 ページは、予算実施計画です。

6 ページは、予定キャッシュフロー計算書です。

7 ページから10ページまでは、給与明細書です。

16ページから19ページまでは、予定貸借対照表と注記です。

20ページは、令和6年度予定損益計算書です。

21ページから24ページまでは、令和9年度予定貸借対照表と注記です。ございませんか。

(なし)

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

(なし)

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、本案は原案どおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 令和7年度厚岸町下水道事業会計予算を議題とします。

1 ページ、第 2 条業務の予定量です。

次に、第 3 条収益的収入及び支出です。

13 ページをお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1 款下水道事業収益、1 項営業収益。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2 項営業外収益。

(なし)

●委員長（竹田委員） 3 項特別利益。

(なし)

●委員長（竹田委員） 以上で収益的収入を終わります。

次に、収益的支出に入ります。

1 款下水道事業費用、1 項営業費用。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2 項営業外費用。

(なし)

●委員長（竹田委員） 3 項特別損失。

(なし)

●委員長（竹田委員） 4 項予備費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 以上で収益的支出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第 4 条資本的収入及び支出です。

17 ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2項補助金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 4項他会計補助金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 7項負担金等。

(なし)

●委員長（竹田委員） 以上で資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1款資本的支出、1項建設改良費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2項企業債償還金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 以上で資本的支出を終わります。

2ページにお戻りください。

第5条継続費です。継続費については、11ページの継続費に関する調書となります。ございませんか。

(なし)

●委員長（竹田委員） 再び2ページにお戻りください。

第6条債務負担行為です。債務負担行為については、12ページの債務負担行為に関する調書となります。ございませんか。

(なし)

●委員長（竹田委員） 再び2ページにお戻りください。

第7条企業債です。

3ページ、第8条一時借入金です。

第9条予定支出の各項の経費の金額の流用です。

第10条議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。

第11条他会計からの補助金です。

4ページ、5ページは、予算実施計画です。

6ページは、予定キャッシュフロー計算書です。

7ページから10ページは、給与費明細書です。

19ページから22ページまでは、予定貸借対照表と注記です。

23ページは、令和6年度予定損益計算書です。

24ページから27ページは、令和6年度予定貸借対照表と注記です。ございませんか。

(なし)

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

(なし)

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 令和7年度厚岸町病院事業会計予算を議題とします。

1ページ、第2条業務の予定量です。

次に、第3条収益的収入及び支出です。

12ページをお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1款病院事業収益、1項医業収益。

(なし)

●委員長（竹田委員） 医業外収益。

(なし)

●委員長（竹田委員） 以上で収益的収入を終わります。

次に、13ページ、収益的支出に入ります。

1 款病院事業費用、1 項医業費用。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2 項医業外費用。

(なし)

●委員長（竹田委員） 3 項予備費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 以上で収益的支出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第4条資本的収入及び支出です。

18ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項補助金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 以上で資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2 項企業債償還金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 以上で資本的支出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第5条一時借入金です。

2 ページ、第6条議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。

第7条他会計からの補助金です。

第8条棚卸資産購入限度額です。

第9条重要な資産の取得です。

3 ページ、4 ページは、予算実施計画です。

5 ページは、予定キャッシュフロー計算書です。

6ページから11ページまでは、給与費明細書です。

19ページから21ページまでは、予定貸借対照表と注記です。

22ページは、令和6年度予定損益計算書です。

23ページから25ページは、令和6年度予定貸借対照表と注記です。ございませんか。

(なし)

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

(なし)

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、令和7年度各会計予算審査特別委員会に付託されました予算8件の審査は終了しました。

よって、令和7年度各会計予算審査特別委員会を閉会します。

午後3時48分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 7 年 3 月 11 日

令和 7 年度各会計予算審査特別委員会

委 員 長